

第 2 部

税務行政の現況

第1章 申告、調査及び指導の状況

第1節 各税共通

1 資料情報事務

資料情報は、申告額の適否の検討、無申告者の把握及び税務調査と行政指導の展開に直接役立つほか、納税者に適正な申告を促す機能を果たしており、税務の運営にとって必要不可欠である。経済社会の国際化・高度情報化の進展に伴い、不正取引、不正経理等の不正の手口も巧妙化しているところであり、このような環境の下で資料情報の果たす役割は極めて高い。

(1) 法定資料の提出状況等

法定資料は、所得税法で43種類、相続税法で5種類、租税特別措置法で8種類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国外送金等調書提出法」という。）で4種類、合計60種類の資料について提出が義務付けられている（令和2年6月30日現在）。

これら法定資料については、提出義務者の把握に努めるとともに、提出義務者に対して提出義務の周知や資料の作成方法等の指導を積極的に行った。

また、法定資料のうち、平成26年1月から施行された国外財産調書制度及び平成28年1月から施行された財産債務調書制度については、制度の概要などの周知・広報に努めるとともに、未提出者等に対して督促を行うなどの対応を行った。

なお、令和元事務年度の法定資料の提出状況は、所得税法による法定資料2億3,857万枚、相続税法による法定資料131万枚、租税特別措置法による法定資料1

億2,323万枚、国外送金等調書提出法による法定資料664万枚であり、合計3億6,976万枚（対前事務年度比107.8%）であった。

また、法定監査を行った結果、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」及び「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」において非違が多く把握されている。

(2) 法定外資料の収集状況

法定外資料の収集は、各税事務の重点施策、地域の特性、経済情勢の変化等を踏まえ、国税局・税務署の実情に即した税務調査及び行政指導等に有効なものを中心に重点的に行うこととし、令和元事務年度における法定外資料の収集枚数は、1億875万枚（対前事務年度比66.1%）となっている。

(3) 資料情報の入力及び分類・送交付

資料情報の入力及び分類・送交付事務については、全国13か所の資料センターにおいて、集中的に処理を行い、効率的な実施に努めた。令和元事務年度は、これらの資料センターにおいて2,258万枚（対前事務年度比75.9%）の資料情報を処理した。

(4) 資料情報事務のICT化

資料情報の名寄せをシステムで行い、資料情報の的確な管理及び多角的な活用を図っている。令和元事務年度においても、資料情報のe-Tax及び光ディスク等の電子データによる提出・収集を更に推進するなど、システムを活用した資料情報事務の円滑な運用に努めた。

表 1

令和元事務年度の主な法定資料の監査事績

資料の種類	監査件数 (A)	非違のあった 件数 (B)	非違割合 (B) / (A)
	件	件	%
不動産の使用料等の支払調書	1,875	848	45.2
不動産等の譲受けの対価の支払調書	1,044	562	53.8
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の 支払調書	763	255	33.4
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	2,210	1,184	53.6
給与所得の源泉徴収票	2,152	615	28.6

2 新たな経済活動への的確な対応

近時、ICT化の更なる発展によりデジタルコンテンツ配信、ネット広告、シェアリングエコノミー、暗号資産など新たな分野の経済活動が広がりを見せている。

こうした新たな分野の経済活動に的確に対応していくために、納税者の自発的な納税義務の履行を促すための環境づくりや、経済活動のICT化・国際化の進展に伴う新たな形態の取引に着目した情報収集・分析等により適正課税の確保に取り組んでいる。

納税者の自発的な納税義務の履行を促すための環境づくりとして、①国税庁ホームページを通じた税務手続等の情報発信、②業界団体等を通じて適正申告の呼びかけなどに取り組んでいるほか、③申告手続の利便性の向上に取り組んでいる。

また、新たな形態の取引に着目した情報収集の観点では、令和元年度税制改正において、従前、事業者に対して実務上行っていた任意の協力要請が法令上明確化されたほか、この任意の協力要請の実効性を担保するため、行政処分としての報告の求めを行うことができる規定が創設され、令和2年1月から運用が始まっており、こうした制度も活用して情報収集に努めている。

なお、収集した情報を的確に分析し、課

税上問題があると思込まれる納税者に対しては、お尋ね文書を発送して自発的な申告内容の見直し又は申告の必要性の確認を要請する行政指導を実施するほか、厳正な実地調査を実施し、適正課税の確保に努めていくこととしている。

第2節 申告所得税

1 概要

1月から12月までの1年の間に一定額以上の所得を得ている個人は、給与所得の年末調整等によって納税が完結している場合を除き、確定申告書を提出して所得税を納税する義務がある。

課税の対象となる所得は、非課税とされる所得を除く全ての所得であるが、それぞれ発生する態様によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の各種の所得に区分される。

これらの所得は、損益通算や損失の繰越控除、各種の所得控除の計算手続を経て課税所得金額となり、令和元年度は、原則として5%から45%までの超過累進税率が適用される。

このようにして算出された税額から各種

税額控除及び源泉徴収税額を差し引いて、申告納税額が計算される。

2 確定申告の状況

(1) 確定申告の状況

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員は、申告納税額のある者630万人、還付申告をした者1,303万人、その他の者272万人の計2,204万人であり、前年分に比べ18万人（0.8%）減少している。

(2) 納税人員等

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員（申告納税額のある者）は、630万人であり、前年分に比べ、8万人（1.3%）減少している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は変わらず、農業所得者は8.1%減少、その他所得者は1.5%減少している。

また、還付申告をした者は1,303万人であり、前年分に比べ3万人（0.2%）減少している。

なお、譲渡所得に係る有所得人員（所得金額のある者）は、73万人（対前年比97.7%）であり、このうち、平成15年分から申告分離課税に一本化された株式等の譲渡者は、38万人（対前年比96.2%）である。

(注) 所得者の区分は、まず全体を「事業所得者」及び「その他所得者」に区分し、事業所得者については、更に区分して、「営業等所得者」及び「農業所得者」とする場合がある。

なお、所得者の区分に当たっては、その有する所得のうち最も大きい所得の種類により区分している。

(3) 所得金額

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員の所得金額は、41兆6,140億円（納税者1人当たり661万円）であり、前年分に比べ、5,134億円（1.2%）減少している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は2.2%増加し、農業所得者は9.2%減少し、その他所得者は1.7%減少している。

また、所得金額のうち、譲渡所得金額は8兆1,508億円（対前年比99.1%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は1,115万円（対前年比101.4%）である。このうち、株式等の譲渡に係る譲渡所得金額は3兆2,691億円（対前年比102.3%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は、858万円（対前年比106.4%）である。

(4) 申告納税額

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告による申告納税額は、3兆2,176億円（納税人員1人当たり51万円）であり、前年分に比べ、650億円（2.0%）減少している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は2.8%増加、農業所得者は10.3%減少、その他所得者は2.9%減少している。

なお、申告所得税の納税額全体に占める割合は、それぞれ、営業等所得者18.4%、農業所得者1.2%、その他所得者80.5%となっている。

3 調査及び指導等の状況

(1) 調査等の体制

調査は、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査を基本に、限られた事務量で最も効率的な事務運営を行うため、納税者の階層別の分布状況や業種・業態等を加味しつつ、高額・悪質な不正が想定されるなど調査の必要性の高

い者を対象に実施した。

また、経済社会の国際化、高度情報化、広域化に的確に対応するため、全所得者を通じて社会的に注目される事案（業種）、新たな事業展開を図っている事案、ボーダレス化、高度情報化に伴う事案に積極的に取り組むとともに、資料情報の収集、調査事例の集積及び調査手法の開発に努めた。

添付書類が未提出の者や、比較的容易に非違事項の是正等ができる者に対して行う簡易な接触については、来署を求め実施するなど、効率的な運営に努めた。

(2) 調査等の状況

イ 事業所得者・その他所得者

令和元事務年度の調査等については、高額・悪質重点の運営を推進するとともに、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査の実効性を高めるため、調査対象の的確な選定、効果的かつ効率的な調査等の実施に配意した。

調査等の結果は、次のとおりである。

(i) 調査等件数

調査等の件数は、43万1,495件である。このうち実地調査を行ったものは5万9,683件であり、簡易な接触を行ったものは37万1,812件である。

(ii) 調査等実績

調査等を行ったもののうち、申告漏れ等の何らかの非違があった件数は、26万2,974件である。このうち実地調査によるものが5万492件であり、簡易な接触によるものが21万2,482件である。

申告漏れ所得金額（調査等全年分）は7,891億円であり、このうち実地調査によるものが5,640億円、簡易な接

触によるものが2,250億円である。

追徴税額（加算税を含む。以下同じ。）は1,132億円であり、このうち実地調査によるものが992億円、簡易な接触によるものが140億円である。

これを調査等件数で除した1件当たりの申告漏れ所得金額は183万円（実地調査によるもの945万円、簡易な接触によるもの61万円）、1件当たりの追徴税額は26万円（実地調査によるもの166万円、簡易な接触によるもの4万円）である。

(注) 消費税については、第1章第9節を参照。

表2 個人課税部門（所得税・消費税担当）
の調査等の状況

項目		区分	実 地 調 査	簡易な接触	調査等合計	
調査等件数		件	59,683	371,812	431,495	
申告漏れ等の非違件		件	50,492	212,482	262,974	
申告漏れ所得金額		億円	5,640	2,250	7,891	
追徴税額	本 税	億円	837	138	975	
	加算税	億円	155	3	157	
	計	億円	992	140	1,132	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	945	61	183	
	追徴税額	本 税	万円	140	4	23
		加算税	万円	26	0.1	4
		計	万円	166	4	26

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの実績である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 譲渡所得者

所得税のうち譲渡所得者の調査等件数は1万3,221件（前年2万784件）である。このうち申告漏れ所得のあった件数は1万1件（前年1万6,091件）であり、申告漏れ所得金額は1,106億円（前年1,526億円）である。

また、調査対象者1件当たりの申告漏れ所得金額は836万円（前年734万円）である。

(3) 申告相談及び指導の状況

イ 確定申告期

令和元年分の確定申告においても、納税者サービスの向上並びに相談事務及び内部事務の更なる効率化を図るため、自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進や適切な申告相談体制の構築・運営に取り組んだ。

事務計画の策定に当たっては、自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進、確定申告会場の効率的な運営及び期中処理の促進による効果はもとより、各署における改善策など各種施策の実施により得られた効率化効果を的確に反映し、他部門からの応援事務量の適正化を図りつつ、超過勤務の縮減や確定申告期前及び期後における外部事務量の確保に結びつくよう配意した。

なお、令和元年分確定申告においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告・納付期限を令和2年4月16日（木）まで延長する等の対応を行った。

(i) 自宅等からのe-Taxを利用した申告を更に推進するため、前事務年度に引き続きマイナンバーカード方式やID・パスワード方式によるe-Tax利用

の広報を重点的に実施した。

また、確定申告書等作成コーナーのスマートフォン等専用画面について、2か所以上の勤務先から給与収入がある場合や年金収入、副業の収入がある場合なども利用ができるように対象範囲を拡大したことを踏まえ、スマホ申告が見込まれる対象者に向けて、積極的な広報・周知を実施した。

(ii) 「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、平成15年分の確定申告期から、確定申告期間中の日曜日に2回、確定申告の相談などを実施している。

令和元年分の確定申告期においては、最初の日曜日がいわゆる3連休の中日となることから令和2年2月24日（月曜・祝日）と3月1日（日曜日）に、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場などにおいて申告相談を行った。また、「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問について、確定申告期間中の日曜日に、ヘルプデスクでの相談を行った。

(iii) 確定申告会場の運営に当たっては、職員及び非常勤職員の役割分担を明確化するとともに、能力を最大限発揮できるよう、職員及び非常勤職員を適切に配置した。また、全ての納税者に対して、一律に対応するのではなく、個々の納税者のニーズやパソコンの習熟度に応じた申告相談やパソコン操作補助を行うことにより、効率的かつ円滑な会場運営に努めた。

なお、確定申告書等作成コーナーのスマートフォン等専用画面のサービス開始を踏まえ、一部の確定申告会場に、納税者のスマートフォン等を利用して申告を行うコーナーを設置し、翌年以降の自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進を図った。

おって、消費税軽減税率制度の実施後初めての確定申告となることから、税理士会や青色申告会などの関係民間団体と連携し、丁寧な指導・説明を行い、納税者が適正に申告できるような体制の構築に努めた。

- (c) 確定申告書へのマイナンバー記載や番号法上の本人確認書類の提示又は写しの添付が的確に実施されるよう、これまでの確定申告書へのマイナンバーの記載状況を分析し、その結果把握された不記載者の属性等に応じ、的確な周知・広報を実施した。
- (d) 地方公共団体から国への申告書等データの引継について、国・地方双方の事務の効率化が図られるものであるため、地方公共団体に対しシステム対応に向けた働き掛けを行い、更なる利用の拡大に向けて、地方公共団体と十分な連携・協議を実施した。
- (e) 医療費控除に係る医療費の明細書添付義務化について、令和元年分で、経過措置が終了し、令和2年分以降、医療費の領収書の添付又は提示によらず、医療費控除の明細書等の添付が必要となることから、納税者が適正に申告できるよう、地方公共団体等と連携し、各種説明会の場などあらゆる機会を捉えて、改正内容に係

る周知・広報を積極的に実施した。

- (f) 譲渡所得の納税者は、税法になじみの薄い者が多いことから、税理士会、証券業界等の協力を得て、各種広報、説明会等を通じて適正申告の確保に努めた。

ロ 青色申告者の育成及び指導の充実

申告納税制度の定着のためには、記帳に基づき自主的に申告できる納税者の増大が前提となるので、前年度に引き続き関係民間団体等の協力を得ながら次のように青色申告の勧奨と青色申告者の指導に努めた。

- (i) 青色申告の勧奨は、関係民間団体等の協力を得て、あらゆる機会を通じて行った。

この結果、青色申告者総数は、696万人となり、前年に比べて約19万人(2.8%)増加している。

青色申告の中心となる事業所得者の青色普及割合(所得税の申告納税額のある納税者に対する割合)をみると、62%となっている。

- (ii) 青色申告者に対する指導は、主として関係民間団体等の協力を得ながら開催する各種の説明会や記帳指導を通じて積極的に行い、青色申告特別控除制度の説明を行うなど質の向上に努めた。

なお、関係民間団体等が実施した記帳指導人員は、約51万人である。

ハ 白色申告者に対する記帳指導等

白色申告者に対しても関係民間団体等の協力を得ながら、各種広報・説明会等を通じて、記帳制度の周知のほか、記帳方法、決算方法の指導に努めた。

また、平成23年度の税制改正により、

平成26年1月以降、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が全ての個人事業者等に拡大されたことから、地方公共団体や関係民間団体等との連携・協調を図りつつ、改正内容の幅広い広報・周知や指導に努めた。

4 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務

(1) 承認の趣旨

個人が公益法人等に対して譲渡所得の基となる財産を寄附した場合には、時価によりその財産の譲渡があったものとして譲渡所得が課税されることとされているが、その財産の寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、その譲渡所得は非課税とされる。

(2) 非課税承認申請の処理状況

令和元事務年度における非課税承認申請の処理状況は、次のとおりである。

表3 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況

区分	件数
学校法人	内 19 43
財団法人	
公益財団法人	内 8 162
一般財団法人	8
社会福祉法人	内 14 56
医療法人	2
宗教法人	22
その他の法人	
独立行政法人等	内 3 39
社団法人等	2
NPO 法人	6
認可地縁団体	17
合計	内 44 357

(注) 1 内書きは、租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定による承認申請（承認特例）に係る件数である。

2 独立行政法人等には、地方独立行政法人及び国立大学法人が含まれる。

3 社団法人等には、公益社団法人及び一般社団法人が含まれる。

第3節 源泉所得税

1 概要

- (1) 源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といい、源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となる。

なお、源泉徴収の対象とされている所

得は、おおむね次のとおりである。

支 払 を 受 け る 者	源泉徴収の対象とされている所得
居 住 者	利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等、定期積金の給付補てん金等、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等
内 国 法 人	利子所得、配当所得、定期積金の給付補てん金等、特定の報酬・料金等
非 居 住 者 外 国 法 人	国内源泉所得（特定のものに限る。）

- (2) 源泉徴収義務者は、所定の税率により所得税及び復興特別所得税を源泉徴収した上、原則として、その源泉徴収の対象となる所得を支払った日の翌月10日までに「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて納付することとなっている。

なお、給与の支払を受ける者が常時10人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署長の承認を受けることにより、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を7月10日と翌年1月20日にまとめて

納付することができるいわゆる「納期の特例」の制度が設けられている。

2 課税の状況

(1) 源泉徴収義務者数

イ 令和元事務年度末（令和2年6月30日）現在における給与所得の源泉徴収義務者数は、354万2,897件であり、前事務年度に比べて、11,084件（0.3%）増加している。

これを組織区別にみると、本店法人は1.1%、支店法人は0.5%それぞれ増加しており、個人は1.5%減少している。

ロ 給与所得以外の所得の源泉徴収義務者数をみると、前事務年度に比べて、配当所得は0.7%増加しており、利子所得等は2.1%、非居住者等所得及び特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は1.4%、報酬・料金等所得は0.2%それぞれ減少している。

表4 給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳

区分	本店法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個 人	計
件数	件 2,392,098	件 28,556	件 11,274	件 116,823	件 994,146	件 3,542,897

(2) 源泉所得税の徴収税額

令和元事務年度における源泉所得税の徴収税額は19兆3,032億円（本税額19兆2,933億円、加算税額99億円）であり、前事務年度（19兆1,548億円）に比べて、1,484億円（0.8%）増加している。

本税額の内容を所得種類別に比べてみると、給与所得は1,825億円（1.6%）、退職所得は192億円（8.1%）、配当所得は809億円（1.6%）それぞれ増加しており、

報酬・料金等所得は200億円（1.7%）、利子所得等は423億円（12.3%）、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は712億円（19.1%）、非居住者等所得は7億円（0.1%）それぞれ減少している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

源泉徴収の対象となる所得は、利子、配当、給与、退職手当、報酬・料金など広範囲にわたっているばかりでなく、そ

の内容も多様化していることから、一部には適正に源泉徴収義務を履行していない源泉徴収義務者もみられるところである。

このため、源泉所得税事務の運営に当たっては、源泉徴収義務者とのあらゆる接触の機会を捉えて、この制度に関する指導を行い、これにより優良な源泉徴収義務者の育成に努め、また、適正に源泉徴収義務を履行していない者に対しては、法人税等の調査の際に、併せて源泉所得税の調査を実施する同時調査を基本として調査を実施する体制を採っている。

以上の基本的体制の下で、令和元事務年度においては、次の点に重点を置いた施策を実施した。

イ 納付指導

納付指導については、前事務年度に引き続き未納税額の多寡等に応じて重点的かつ効率的に実施することとした。

特に、多額の未納税額を有する納付遅延者に対しては反復継続して納付指導を行うとともに、前年以前分の未納税額がある納付遅延者に対しては、未納が長期間滞留することのないよう、その早期処理を図った。

ロ 源泉実地調査

法人税等の納税義務がないため同時調査の対象とならない法人等に対して、源泉所得税の観点から調査を実施する源泉実地調査は、源泉国際課税など真に源泉所得税固有の問題を解明する必要があると認められる者を調査対象者として厳選し、深度ある調査の実施に努めた。

(2) 調査の状況

イ 調査件数

令和元事務年度に調査を行った件数は、9万件である。

ロ 調査の事績

調査を行った9万件のうち、課税漏れ等の非違があったものは2万9千件で、調査による追徴税額は296億円となっている。

表5 源泉所得税の調査状況

区 分	調 査	対 前 事 務 年 度 比
	千件	%
調査件数	90	77.1
非違件数	29	80.3
	億円	
追徴税額	296	80.1

第4節 法人税

1 概要

法人税の納税義務者は、株式会社、協同組合のように、法人格を有する者（公共法人を除く。）及び人格のない社団等であり、法人税はこれらの納税義務者の所得に対して課税される。

納税義務者及び課税所得の範囲は、次のとおりである。

	(納税義務者)	(課税所得の範囲)
内 国 法 人	普通法人	全ての所得
	協同組合等	全ての所得
	公益法人等	収益事業に係る所得
	人格のない社団等	収益事業に係る所得
外 国 法 人		国内に源泉がある所得

- (注) 1 法人税法では、人格のない社団等を法人とみなしている。
 2 企業グループが連結納税の承認を受けた場合には、その親法人を納税義務者として、連結所得に対して法人税が課税される。

- 3 これらの法人は、原則、その法人が採用している事業年度を課税計算の基礎とし、各事業年度の終了後2か月以内に、確定した決算に基づくその事業年度の所得の金額及び税額等を記載した確定申告書を所轄税務署長に提出し、納税することになっている。
- 4 平成22年10月1日前に解散した普通法人及び協同組合等については、清算所得に対して法人税が課税される。

2 申告の状況

(1) 法人数

令和元事務年度末現在の法人数は、316万5,396件であり、10年前（平成21事務年度末）の299万8,089件と比べて16万7,307件増加しており、前事務年度（313万2,210件）に比べて、1.1%増加している。

なお、令和元事務年度末の青色申告法人数は282万5,682件で、全法人数の89.3%を占めている。

表6 法人数の内訳

区分	普通法人	協同組合等	公益法人等	人格のない社団等	外国法人	計
	件	件	件	件	件	件
法人数	3,036,497	42,869	57,957	21,781	6,292	3,165,396

(注) 1 令和2年6月30日現在の法人数である。

2 清算中の法人は除く。

(2) 申告件数等

平成31年4月から令和2年3月末までに事業年度が終了し、令和2年7月末までに法人から提出された確定申告書の件数は294万9,396件で、その申告割合は91.1%である。また、そのうち黒字申告（有所得申告）をしたものの割合は35.3%で、前年度の34.7%に比べて0.6ポイント増加している。

(注) 令和元年度に提出された連結確定申告書の提出件数は1,737件である。

(3) 申告所得金額

令和元年度に黒字申告をした法人の所得金額は65兆52億円で、前年度の73兆3,865億円に比べて8兆3,813億円（11.4%）減少している。

これを黒字申告1件当たりの所得金額でみると、6,239万円で、前年度（7,216万円）に比べて13.5%減少している。

また、赤字申告をした法人の欠損金額は14兆8,149億円で、前年度の13兆541億円に比べて1兆7,608億円（13.5%）増加している。

これを赤字申告1件当たりの欠損金額でみると、777万円で、前年度（683万円）に比べて13.8%増加している。

(4) 申告税額

令和元年度における申告税額は、11兆5,546億円で、前年度12兆7,922億円に比べて1兆2,376億円（9.7%）減少している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

法人税及び消費税の調査並びに指導に関する事務については、原則として、資本金1億円以上の大規模法人と外国法人を国税局の調査部が所管し、それ以外の中小法人については税務署が所管してい

る。

表 7 法人税の申告状況

区分	年 度 等	税 務 署 所 管 法 人	調 査 部 所 管 法 人	合 計
所 管 法 人 数	30 元	千件 3,099 3,131	千件 33 34	千件 3,132 3,165
申 告 割 合	30 元	% 91.4 91.1	% 96.1 94.1	% 91.4 91.1
黒字申告割合	30 元	% 34.5 35.1	% 69.6 68.0	% 34.7 35.3
申告所得金額	30 元	億円 222,952 223,148	億円 510,913 426,905	億円 733,865 650,052
黒字申告1件 当たり所得金額	30 元	千円 22,264 21,738	千円 3,266,079 2,758,139	千円 72,156 62,385
赤字申告1件 当たり欠損金額	30 元	千円 4,355 4,371	千円 695,589 894,654	千円 6,827 7,767

調査に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度の高い法人を重点的に調査し、適正・公平な課税の実現に努めるとともに調査効果の波及と持続に配意して、調査と指導の一体的運営に努め、全体の申告水準の向上を図っている。

連結グループに対する調査についても、単体法人への調査と同様に調査必要度の高いグループから実施し、調査に当たっては、親法人所轄部署と子法人所轄部署間の緊密な連絡、協調の下、一体的な調査に努めている。

また、消費税については、平成3年7月以降、広報、相談、指導を基本とした施策に調査を加えた執行方針に移行し、法人税との同時調査を行うことで、納税者の利便と調査事務の効率的な運営を図りつつ、適正・公平な課税の実現に努め

ている。

イ 大規模法人

大規模法人数は、全法人数の1%にすぎないが、申告所得金額は全法人の約3分の2を占めるなど、その社会的、経済的な影響力は極めて大きく、全納税者の税務コンプライアンスに多大な影響を及ぼすものである。

また、税務を取り巻く環境が変化する中であって、とりわけ大規模法人においては、企業活動の広域化、国際化、高度情報化が著しく進展しているところである。

このため、国税局の調査部では経済・社会情勢の変動下における企業動向を注視しつつ、所管法人の業況等の把握や有効な資料情報の収集・活用に努め、調査必要度に応じた調査事案的確な選定を行うとともに、調査展開に応じた的確な事案の進行管理により、一層効果的・効率的な事務運営を実施することとしている。

近年においては、大規模法人の税務コンプライアンスと申告水準の更なる向上を図り、適正・公平な課税を実現するため、法人の税務リスクを的確に把握し、リスクが小さいと判断される法人には調査以外の手法により自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く「協力的手法」を活用し、他方、調査必要度が高いと判断される法人に対しては重点的・効率的に調査を実施することで、リスク・ベース・アプローチに基づく所管法人全体の適切な監理及び適正な事務量配分に努めている。

令和元事務年度においては、特に次の点に重点を置いた施策を実施した。

(i) 連結法人の管理・調査の充実

増加する連結法人に的確に対応するため、子法人が複数局にまたがる大規模連結グループについて、調査計画を早期化することにより、子法人の調査事務量の確保や事前の情報収集による調査企画の充実を図るとともに、親法人所轄部署と子法人所轄部署が緊密に調査情報の交換を行うことにより、波及効果の高い調査の実施に努めた。

また、連結法人の更なる増加を見据え、大規模連結グループの一体的な管理・調査の試行を行った。

(ii) 重点化を通じた深度ある調査の実施

調査必要度が高く、通常の調査日数・調査方法では問題点の把握・説明が困難な事案について、入念な準備調査により重点調査項目を明確化した上、これに応じた必要な調査事務量を投下することにより深度ある調査の実施に努めた。

特に、大口・悪質な不正計算や租税回避スキームの利用が想定される事案については、企画型調査として、事前に入念な情報収集・分析を行った上で事案組成し、適切な調査体制を編成の上、深度ある調査を実施した。

(iii) 海外取引調査の適切な実施

海外取引調査の実施に当たっては、新興国・開発途上国の高い経済成長などのグローバルな経済環境の変化やオフショア金融センター等を経由したクロスボーダー投資の実態等にも着目しつつ、情報リソースを効果

的に活用し、国際税務専門官等の調査マンパワーの弾力的な運用などにより、適正・公平な課税の実現に努めた。

(iv) 移転価格調査の充実等

移転価格調査の執行に当たっては、法人の移転価格リスクに応じた的確な納税者管理の下、調査必要度の高い法人に対して重点的に調査を実施した。

また、移転価格税制上の問題の有無の判断を速やかに行うため、準備調査の段階から情報の収集・分析に努め、調査着手後には的確に調査法人と意思疎通を図り、「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」（ローカルファイル）等を効果的に活用しつつ、効率的な調査展開を図った。

さらに、事前確認審査に当たっては、必要に応じて相互協議部局との連携を密にし、事案の複雑性・重要性に応じたメリハリのあつた的確な審査の実施に努めた。

併せて、事前確認手続に係る法人の利便性向上を図るため、事前相談に適切に対応した。

(v) 調査審理の充実

調査における的確な事実認定とこれに基づく適切な法令の適用を行うために、審理担当部署が、租税回避事案を含む複雑困難事案等について、調査の早い段階から積極的に関与し、適切な助言を行うなど、調査担当部門に対する支援を行った。

ロ 中小法人

中小法人を所管する税務署の運営に

当たっては、的確な納税者管理に基づき、大口・悪質重点の調査を基本としつつ、効率的な調査・接触を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的な事務運営を推進し、総体としての適正申告の確保を図ることとしている。

特に調査の実施に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人に重点を置いて深度ある調査を実施するとともに、法人の申告状況、資料情報等に照らし、幅広い観点から調査が必要と認められる者に対して的確な調査を実施していくこととしている。

このような方針の下で令和元事務年度においては、一層効果的な事務運営に努めるとともに、特に、次のとおり重点課題に取り組んだ。

(イ) 消費税調査の充実等

消費税については、事案が複雑・巧妙化している現状を踏まえ、不正還付を含む不正計算や消費税固有の非違の把握により一層配意した選定・調査を実施した。

特に、還付申告については、不正還付を未然に防止するため、還付原因の確認が必要な場合には、確実に還付処理を保留するとともに、必要に応じて書面照会、実地調査等による接触を実施した。

(ロ) 海外取引法人等に対する調査の充実

中小法人の中でも海外取引を行う法人や、海外に子会社や支店などを有する法人が増加傾向にあるため、これらの法人の実態を的確に把握するとともに、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極

的に活用するなど、深度ある調査を実施した。

(ハ) 無申告法人に対する取組

事業を行っているにもかかわらず申告していない法人（稼働無申告法人）については、マスコミ情報・インターネット情報・民間調査機関情報及び他部課（部門）と連携した資料情報の収集・蓄積を通じて事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、計画的な実態把握・調査を実施した。

(ニ) ICT調査の充実等

経済社会の高度情報化は、業務のICT化・ネットワーク化、電子商取引の拡大、帳簿書類の電子データ保存などの形で著しく進展しており、これらに対応するために、情報技術専門官等を中軸に、より高度なICT調査に取り組むほか、業種、業態等に応じた実態研究や調査手法の開発・蓄積を組織的に行うことにより、調査の充実を図った。

また、電子帳簿等保存制度については、その適正かつ円滑な執行に努めた。

(ホ) 組織力を生かした広域的調査の実施

多店舗を有し、巧妙悪質な不正計算を行っている想定される法人やグループ内法人との取引を通じて不正計算を行っている想定される法人等に対処するため、特別調査情報官を中心として、関係各部課（部門）、関係国税局・沖縄国税事務所及び税

務署間の緊密な連携の下に、国税組織を挙げての効果的な調査を実施した。

(A) 公益法人等に対する調査の充実

公益法人等に対しては、各種資料情報の収集に努め、納税義務等のある法人を的確に把握し、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行うなど、その課税の適正化に努めた。

(2) 調査の状況

令和元事務年度中に実地調査をした件数は7万6,265件で、そのうち、所得を過少に申告していたため、又は無申告であったため更正・決定等を行った件数は5万7,436件となっている。

また、隠蔽又は仮装により故意に所得を脱漏していた、いわゆる不正申告件数は1万6,488件で、これは実地調査件数の21.6%に当たる。

次に、更正・決定等により是正した申告漏れ所得金額は7,802億円で、前事務年度の1兆3,813億円に比べて6,011億円(43.5%)減少している。このうち不正所得金額は2,594億円で、前事務年度の2,887億円に比べて294億円(10.2%)減少している。

表8 法人税の調査状況

区分	事務 年度	税 務 署 所 管 法 人	調 査 部 所 管 法 人	合 計
実施調査件数	30 元	千件 96 74	千件 2 2	千件 99 76
申 告 漏 れ 所 得 金 額	30 元	億円 5,260 4,600	億円 8,553 3,202	億円 13,813 7,802
不正所得金額	30 元	億円 2,705 2,470	億円 182 123	億円 2,887 2,594

(3) 指導の状況

申告納税制度の下では、適正な申告と納税を自主的に行う法人の育成が極めて重要である。

このような観点から、問題法人を的確に調査対象とし、適切な調査によって誤りを確実に是正する一方で、次のような方法により個別又は集合指導を実施し、納税意識の向上と税知識の普及を図り、申告水準の維持・向上に努めた。

イ 個々の法人に対する指導

実地調査の結果、申告内容に誤りがあった法人に対しては、その調査の結果を踏まえ、国税局の調査部又は税務署の幹部職員等が法人の代表者等と個別に面接するなどにより、翌期以降再び同様の誤りを繰り返さないよう的確に指導し、今後の適正な申告の確保に努めた。

また、多数の中小法人を所管している税務署においては、①新設法人等に対する指導、②業種別、地域別等の集合指導、③法人からの質疑に対する回答、④改正税法等の説明会の開催などを積極的に実施した。

ロ 関係民間団体を通じた指導

税務署においては、法人会等の関係民間団体との連携・協調に努め、これらの団体を通じて、多数の中小法人に対する説明会等の集合指導を積極的に実施した。

4 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、組織の第一線まで税に関する認識が高まるよう、トップマネジメントの積極的な関与により、税務に関するコ

ーポレートガバナンス（以下「税務ＣＧ」という）を充実させていくことが効果的である。

こうした認識の下、この取組に関する説明会を実施するとともに、大法人のうち、国税局調査部の特別国税調査官所掌法人の調査の機会を利用して、税務ＣＧの状況を確認した上で、調査終了時にトップマネジメントと意見交換を行うなど、その充実に向けた企業の自発的な取組を促進しているところである。

なお、税務ＣＧの状況が良好で調査必要度が低いと認められる法人については、一般に国税当局と見解の相違が生じやすい取引等の自主開示を受け、その適正処理の確認ができた場合に次回調査の時期を延長等しているところである。

また、移転価格に関しても、調査や行政指導等の機会を利用して、法人の自発的かつ適正な移転価格に関する対応を促進して移転価格上の問題の防止につなげることを目的に、移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組を実施しているところである。

加えて、調査部所管法人全体の税務コンプライアンスを効果的・効率的に維持・向上していく観点から、所管法人に対して、国税庁ホームページに掲載の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用を働き掛けているところである。

第５節 相続税

１ 概要

相続税は、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した個人に対して、その取得した財産の価額（相続時

精算課税に係る贈与については贈与時の価額）を基に課税される。納税義務者は、被相続人について相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告し、納税する。

なお、平成27年１月１日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われている。

２ 申告の状況

令和元年中に相続開始のあった事案について申告をした相続人（相続税額のある者）の数は29万5,310人であり、前年（30万342人）に比べて1.7%減少している。これを被相続人の数でみると、11万5,267人であり、前年（11万6,341人）に比べて0.9%減少している。

次に、申告による課税価格は、15兆7,843億円であり、前年（16兆2,360億円）に比べて2.8%減少している。これを被相続人１人当たりでみると１億3,694万円であり、前年（１億3,956万円）に比べて262万円減少している。

また、納付すべき税額は、１兆9,754億円であり、前年（２兆1,087億円）に比べて6.3%減少している。

これを被相続人１人当たりでみると、1,714万円であり、前年（1,813万円）に比べて99万円の減少となっている。

なお、相続税の課税財産（債務控除前）について種類別にその構成割合をみると、土地34.4%、有価証券15.2%、現金、預貯金等33.7%、その他の財産（生命保険金等、家屋、事業用財産、家庭用財産、美術品等）16.7%である。

３ 調査及び指導の状況

（１）調査の状況

相続税の調査は、高額かつ多額の申告

漏れがあると認められるものを中心に、預貯金、有価証券などの金融資産の把握に重点を置いて行った。

令和元事務年度において実地調査を行った件数は1万635件（前年1万2,463件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は9,072万件（前年1万684件）であり、これは実地調査を行った件数の85.3%（前年85.7%）に当たる。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では3,048億円（前年3,538億円）であり、納付すべき税額では、587億円（前年610億円）である。

(2) 申告の指導状況

相続は偶発的に発生するものであるため、相続税の納税者には、一般に税法等になじみが薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、相続税の周知に努めるとともに、相続税の課税が見込まれる者に対して、「相続税のあらまし」や「相続税の申告のためのチェックシート」などを送付して、申告の仕方、相続財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配意した。

4 財産評価事務

財産評価事務は、相続税及び贈与税の課税における土地等の評価額の基準となる土地評価基準（路線価及び評価倍率）を定める事務が主要なものとなっている。

路線価図及び評価倍率表については、毎年作成してインターネットで公開しており、国税庁ホームページで閲覧できる。

また、全国の国税局・沖縄国税事務所及

び税務署でも、パソコンにより閲覧できる。（参考）

宅地の評価は、市街地的形態を形成する地域については路線価方式により、その他の地域については倍率方式により行う。

路線価及び評価倍率は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格、売買実例価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として算定した価格の80%程度を目途に評価している。

第6節 贈与税

1 概要

贈与税は、個人からの贈与により財産を取得した個人に対し、その取得した財産の価額を基に課税される。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができる。

納税義務者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告し、納税する。

2 申告の状況

令和元年中に贈与を受けた者で贈与税の申告書を提出した者は48万8千人であり、前年（49万4千人）に比べて1.2%減少している。納付すべき税額は2,500億円であり、前年（2,788億円）に比べて10.3%減少している。このうち、相続時精算課税に係る贈与税の申告書を提出した者は、4万2千人であり、前年（4万2千人）に比べて1.4%減少している。納付すべき税額は327億円であり、前年（284億円）に比べて15.1%増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

贈与税の調査は、無申告事案を中心に、多額の申告漏れがあると認められるものについて実施した。

令和元事務年度において実地調査を行った件数は3,383件（前年3,732件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は3,217件（前年3,549件）である。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では218億円（前年207億円）であり、納付すべき税額では、65億円（前年56億円）である。

(2) 申告の指導状況

贈与税の納税者は、一般に税法等になじみの薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、納税者による自主的かつ適正な申告がなされるよう贈与税の周知に努めるとともに、申告の仕方、贈与財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配意した。

第7節 地価税

地価税は、土地に対する適正・公平な税負担を確保しつつ、土地の保有コストを引き上げ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じて負担を求める国税として平成3年5月に創設（地価税法の公布は平成3年5月2日）され、平成4年1月1日から施行（地価税法第38条については、公布の日から施行）さ

れた。

地価税は、個人又は法人がその年の1月1日午前零時（課税時期）において、基礎控除額を超える土地等を保有する場合に課税される。地価税の納税義務のある者は、その年の10月1日から10月31日までの間に申告し、同日までに税額の2分の1相当額を、翌年3月31日までに残額を納付しなければならない。

なお、平成10年以後の各年の課税時期に係る地価税については、当分の間、課税されないこととなり、申告書の提出も必要ないこととなっている。

第8節 酒税

1 概要

酒税は、製造場から移出される酒類又は保稅地域から引き取られる酒類に対し課税される。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料をいい、酒税法は、この酒類を製法、性状などにより、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類しており、さらに、原料、製造方法などにより、17品目に区分している。

酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る酒類の数量であり（従量税）、税率は酒類の分類及びアルコール分などに応じて異なる。

酒税の納税義務者は、酒類製造者又は酒類を保稅地域から引き取る者である。

酒類製造者は、原則として、毎月その製造場から移出した酒類について翌月末日までにその所在地の所轄税務署長に申告書を提出するとともに、当該移出した日の属する月の末日から2か月以内に納税しなければ

ばならない。

また、酒類を保税地域から引き取る者は、原則として、輸入酒類を保税地域から引き取る時までに所轄税関長に申告書を提出し、同時に納税しなければならない。

なお、酒税の保全を図る観点から、酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、その製造場又は販売場ごとに、それぞれの所在地の所轄税務署長から免許を受けなければならない。

2 課税の状況

令和元年度の課税数量は、864万9,230キロリットル（うち輸入品に係る課税分49万6,466キロリットル）であり、前年度に比べて0.4%減少している。酒類ごとにみると、前年度に比べて課税数量が増加した酒類は、果実酒37万5,408キロリットル（5.9%増）、甘味果実酒1万250キロリットル（10.5%増）、ウイスキー19万4,121キロリットル（6.2%増）、スピリッツ83万9,501キロリットル（10.2%増）、リキュール252万6,665キロリットル（5.4%増）である。前年度に比べて課税数量が減少した酒類は、清酒45万7,529キロリットル（6.1%減）、合成清酒2万4,796キロリットル（8.7%減）、連続式蒸留焼酎35万4,741キロリットル（4.4%減）、単式蒸留焼酎42万3,674キロリットル（2.8%減）、みりん10万142キロリットル（0.9%減）、ビール235万3,773キロリットル（5.0%減）、ブランデー4,867キロリットル（4.9%減）、原料用アルコール150キロリットル（6.2%減）、発泡酒59万5,664キロリットル（7.4%減）、その他の醸造酒38万6,686キロリットル（9.8%減）、粉末酒及び雑酒1,238キロリットル（5.1%減）である。また、令和元年度の課税額は、1兆2,476億円（うち輸入品に係る課税分671億円）であ

り、前年度に比べて1.9%減少している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

酒税の調査及び指導事務は、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、適正・公平な課税の実現を図ることを目標として、効果的・効率的な実施に努めている。

その実施体制は、国税局長・沖縄国税事務所長が指定する大規模な酒類製造場等は各国税局・沖縄国税事務所が、それ以外の酒類製造場等は、広域運営体制の下、各税務署の酒類指導官が担当している。

(2) 調査の状況

酒税調査は、調査必要度が高い酒類製造場等に対し、効果的・効率的に実施した。令和元事務年度においては、調査対象場数4,168場のうち869場に対して一般調査又は申告調査を行い、その結果、336場に7,647万円の更正・決定等を行った。

(3) 指導の状況

酒類製造者に対しては、直接又は関係団体を通じ、適正な納税申告と酒税法令に定める諸事項を確実に遵守するよう指導を行った。また、酒類販売業者に対しては、集合方式による記帳指導を行った。

4 関税割当に関する事務

(1) 麦芽

ビール等用及びウイスキー用の主原料には、国産大麦及び輸入大麦から製造される麦芽並びに輸入麦芽が使用されている。

輸入麦芽については、関税割当制度が採られており、農林水産省が主務官庁となっているが、農林水産大臣が関税割当証明書を発給するに当たっては、国税庁

長官が各企業に内示した数量を限度とすることとされている。

令和元年度の内示数量は、ビール等用458千トン、ウイスキー用46千トンであった。

(2) とうもろこし

ウイスキー等用の原料には、とうもろこしが使用されている。

輸入のとうもろこしについても、関税割当制度が採られており、農林水産省が主務官庁となっている。上記麦芽と同様の方法で関税割当証明書の発給を行うこととされている。

なお、令和元年度の内示数量は59千トンであった。

5 酒類の公正な取引環境の整備に関する事務

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」という。）や、平成29年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「取引基準」という。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」という。）を実施し、取引基準等に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、法令違反などが思慮される場合は公正取引委員会と連携を図るなど、公正な取引環境の整備が図られるよう適切に対応した。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、令和元年8月に、平成30事務年度に実施した取引

実態調査の実施状況の概要及び取引基準に基づく指示を行った事例を公表し、令和2年2月には、「嚴重指導」、「指針」に示された公正なルール等に則していない主な事例を公表した。

6 免許に関する事務

酒類の製造及び販売業の免許事務については、累次の規制緩和策を着実に実施しているほか、制度の目的に沿って適正に運用し、免許付与手続の透明性・統一性の向上に努めている。

(1) 酒類製造免許

酒類製造免許は、製造しようとする酒類の品目別に取得する必要がある、人的要件や需給調整要件等の審査を経て免許を付与している。

令和元年度は323場に対して酒類製造免許を付与しており、令和2年3月末現在付与している酒類製造免許場数は13,007場である。

また、「構造改革特別区域法」、「総合特別区域法」及び「国家戦略特別区域法」（以下、「特区法」という。）の規定により、酒税法の特例措置の適用を受けて、特区内において特定農業者がその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）や果実酒を製造するために製造免許を受けようとする場合は最低製造数量基準が適用されないため、小規模なその他の醸造酒や果実酒の製造が可能となっている。

令和元年度においては、このその他の醸造酒の製造免許を11場、果実酒の製造免許を3場に対し付与した。この結果、令和2年3月末現在特定農業者に付与しているその他の醸造酒の製造免許場数は197場、果実酒の製造免許場数は9場となっている。

また、特区法の規定により、地域の特産物を原料として製造する単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びリキュールについても最低製造数量基準を引き下げる酒税法の特例措置が設けられている。

令和元年度においては、この果実酒の製造免許を7場、リキュールの製造免許を3場に対し付与した。この結果、令和2年3月末現在、地域の特産物を原料として製造する単式蒸留焼酎の製造免許場数は1場、果実酒の製造免許場数は49場、原料用アルコールの製造免許場数は1場、リキュールの製造免許場数は30場となっている。

このほか、特区法の規定により、特区内において清酒の製造免許を受けている者が、当該特区内の特定の施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の体験製造場をその者の既存の清酒の製造場と一つの清酒の製造場とみなす酒税法の特例措置が設けられた（令和2年1月27日施行）。

(2) 酒類販売業免許

酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分され、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

令和元年度は、7,927場に対して酒類販売業免許（期限付免許を除く）を付与しており、このうち酒類卸売業免許は456場、酒類小売業免許は7,471場である。また、令和2年3月末現在付与している酒類販売業免許場数は184,717場であり、このうち酒類卸売業免許は12,532場、酒類小売業免許は172,185場である。

7 酒類の表示等に関する事務

酒類業者に対して、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に規定する酒類の

表示義務、「清酒の製法品質表示基準」、「果実酒等の製法品質表示基準」、「酒類における有機の表示基準」及び「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」等の遵守並びに「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務の適正な履行がされるよう調査・指導等に努めた。

また、「酒類の地理的表示に関する表示基準」に基づく地理的表示の指定や普及拡大に取り組んだ。

8 清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の安定に関する事務

「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づく、日本酒造組合中央会の清酒製造業に係る信用保証事業及び近代化事業並びに単式蒸留焼酎製造業に係る近代化事業の令和2事業年度（令和2年4月～令和3年3月）の事業計画、収支予算及び資金計画について、令和2年3月31日に認可した。

9 酒類に係る資源の有効な利用の確保等に関する事務

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるとともに、関係法令が適切に遵守されるよう、引き続き周知・啓発に努めた。

また、国税庁ホームページの活用により、酒類業界をはじめ広く国民に対して、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）への意識の高揚を図ることに努めた。

10 社会的要請への対応に関する事務

20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請に応えるため、酒類小売業者に対して、過

去3年以内に酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないこと、当該研修を定期的に受講させなければならないこと及び酒類の陳列場所における表示義務等の遵守を指導するとともに、これらの義務を遵守しない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図った。

11 酒類業の振興に関する事務

(1) 酒類行政の基本的方向性

近年、累次の閣議決定等により、政府全体で輸出促進の取組を進めてきており、国税庁は、事業所管官庁として、酒税の保全の観点にとどまらず、酒類業の振興について積極的な役割を果たすことが求められている。

こうした状況を受け、平成31年3月にとりまとめた「酒類行政の基本的方向性」に基づき、「官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるようサポートや環境整備に取り組む」等の方針を踏まえ、海外販路の開拓や事業者への技術支援等の各種取組を実施した。

(2) 日本産酒類の輸出促進

イ 政府方針等

「総合的なT P P等関連政策大綱（令和元年12月5日T P P等総合対策本部決定）」において、日本産酒類のブランド価値の向上に向けた取組等を通じ、日本産酒類の競争力を高め、海外展開を推進していくこととされた。

また、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和2年4月1日施行）に基づき、「農林水産物・食品輸出本部」が設置され、関係府省庁間の

緊密な連携・協力の下、政府全体で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととされた。

ロ 海外需要の開拓

酒類業者等に対し、海外の輸入・流通業者とのビジネスマッチングの機会を提供するため、令和元年7月に英国で開催された「Imbibe Live2019」への出展を支援したほか、ドイツや台湾の大手バイヤーを招聘し、商談会を開催した。

また、国際的イベント等におけるプロモーションにより、日本産酒類に対する国際的な認知度や理解の向上を図るため、令和元年10月にパリで開催された「SALON DU SAKE2019」でセミナー・ワークショップを実施したほか、令和2年2月にはロンドン、同年3月にはサンパウロのジャパン・ハウスにてプロモーションを実施した。

さらに、令和2年1月に海外市場で影響力や情報発信力のある海外の酒類専門家（W S E T関係者）を招聘し、日本酒や焼酎・泡盛の酒蔵の視察や酒類総合研究所によるレクチャーを実施した。

ハ 国際交渉

国税庁では、輸出環境整備として、関係府省や関係機関と連携し、E P A等の国際交渉において、関税や輸入規制等の撤廃、地理的表示（G I）の保護等を求めている。特に、平成31年2月1日に発効した日EU・EPAにおいては、①全ての酒類の関税の即時撤廃、②「日本ワイン」（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）

の輸入規制（醸造方法・輸出証明）の撤廃、③単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和（四合瓶や一升瓶の輸出が可能）、④EU域内におけるG I「日本酒」等の酒類の地理的表示の保護を実現した。

また、令和2年1月に発効した日米貿易協定では、米国は、①ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進めること、②米国での日本産酒類の10の地理的表示の保護に向けた検討手続を進めること、③米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化、④米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビューを行うことを約束した。

ニ 輸出手続の迅速化・簡素化

日本から輸出する酒類の通関に際して国税当局が発行する証明書の提出を求める国がある場合には、迅速な発行に努めているところ、令和元年9月に、輸出証明書の発行手続の迅速化の観点から、各種証明書の申請から発行までの事務手続の見直しを行った。

また、令和2年4月には、酒税における輸出免税の適用に当たって必要となる輸出明細書について、税務署長への提出が不要とされ、当該手続が簡素化された。

ホ ブランド化の推進

(i) 地理的表示（G I）の普及拡大

酒類のブランド価値向上等の観点から、地理的表示の指定や普及拡大に取り組んでおり、地理的表示の指定に向けた相談等に対しては、手続面・技術面で支援を行っている。

令和元事務年度においては、令和2年3月にG I「はりま」、6月にG

I「三重」を指定した。

また、消費者等に向けたシンポジウム等を開催し、地理的表示制度の認知度向上に努めた。

(ii) 果実酒等の製法品質表示基準の定着のための取組

果実酒等の製法品質表示基準が定着していくことにより、地域に根ざしたブランド化が進むとともに消費者の商品選択が容易になることで、ワイン製造業者やぶどう農家の振興などにもつながるよう、「日本ワイン産地マップ」を作成し、周知・広報に努めた。

(3) 沖縄振興

沖縄県の地域振興の一環として、琉球泡盛の輸出促進を目的に設立された「琉球泡盛海外輸出プロジェクト」を踏まえ、内閣府等の関係府省庁等と連携し、国内外での泡盛PRイベント等を実施し、沖縄県産酒類の振興に取り組んだ。

(4) 酒類業者の経営改善等に関する事務

酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援したほか、酒類業組合等を通じた有用な情報提供等を行い、酒類業者から経営革新等に関する相談等があった場合には、関連情報の提供及び関係機関の紹介などにより、適切な指導、助言に努めた。

12 酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務

酒類の生産から消費まで全ての段階にお

ける酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等、技術的事項に関する事務を実施している。

令和元事務年度においては、酒類の品質、安全性及び適正表示の確保のため、全国市販酒類調査において理化学分析、品質評価等を行い、その調査結果を国税庁ホームページに公表したほか、同調査の結果等を踏まえ、酒類製造者を対象とした製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施した（指導相談件数1,575件）。

また、国際会議等において取り上げられている酒類の安全性に係る成分についての実態把握・関連情報の提供や酒類等の放射性物質に係る調査（平成23年6月の分析開始以来の累積分析点数18,161点）を行った。

13 酒類の分析及び鑑定に関する事務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に必要な分析及び鑑定を行い（分析点数177点）、その性状等を明らかにしたほか、酒類製造免許関連として、期限付製造免許者の製造した酒類の分析等を行った（品質審査点数918点）。

また、全国市販酒類調査においては、上述の品質等の確保及び課税に関する問題等の把握のため各種分析等を行う（分析点数2,116点）とともに、技術指導・相談の実施において必要な酒造用原料、中間製品等に対する分析を行った（分析点数256点）。

14 独立行政法人酒類総合研究所との連携

独立行政法人酒類総合研究所は、財務省所管の独立行政法人として平成13年4月に発足し、国税庁と連携しつつ、酒税に関する任務のうち酒類に関する高度な分析及び

鑑定、分析手法の開発や酒類及び酒類業に関する研究、調査、情報提供等を行っている。

また、国税庁と研究所は双方の効果的かつ効率的な運営に資するため定期的に技術情報の交換の場を設けている。

第9節 消費税

1 概要

(1) 制度概要

課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等及び特定仕入れ並びに保税地域から引き取られる外国貨物である。

納税義務者は、事業者及び外国貨物の引取者であり、事業者は課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の末日の翌日から原則として2月以内に（個人事業者については翌年の3月31日までに）申告・納付し、外国貨物の引取者は引取りの時（特例申告を行う場合は、引取りの日の属する月の翌月末日）までに税関長に対し消費税を申告・納付する。

なお、原則として、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者については納税義務が免除される。

(2) 主な制度改正等

消費税法は、所得・消費・資産にバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として昭和63年12月に創設され、平成元年4月から施行された。

平成3年5月には、議員立法により非課税範囲の拡大、簡易課税制度の見直し等所要の改正が行われ、同年10月から施行された。

平成6年秋の税制改革及び平成8年度

税制改正により、消費税率を３％から４％（新たに創設された地方消費税と合わせた税率は５％）に引き上げるとともに、簡易課税制度、限界控除制度等が見直され、平成９年４月１日から施行された。

平成15年度税制改正により、事業者免税点制度及び簡易課税制度等について抜本的な改革が行われたほか、総額表示義務規定が創設された。

平成24年の社会保障と税の一体改革により、消費税率を４％から6.3％（地方消費税率と合わせた税率は８％）、6.3％から7.8％（地方消費税率と合わせた税率は10％）に段階的に引き上げる改正が行われ、平成26年４月１日に6.3％に、令和元年10月１日に7.8％に、それぞれ引き上げられることとなった。

平成28年度税制改正により、消費税率が10％に引き上げられると同時に日々の生活における負担を減らすため、軽減税率制度が実施されることとなり、令和元年10月１日から施行された。また、令和５年10月１日から複数税率の下で適正な課税を行うために、適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されることとなった。

２ 申告・届出の状況

(1) 届出の状況

令和元年度末までに、下表のとおり325万８千件（前年度約323万７千件）の課税事業者届出書及び約13万１千件（前年度約12万５千件）の課税事業者選択届出書並びに約１万５千件（前年度約１万５千件）の新設法人に該当する旨の届出書が提出された。

表９ 消費税の課税事業者等届出件数

（令和２年３月末日現在）

区 分	課 税 事 業 者 届 出 書	課 税 事 業 者 選 択 届 出 書	新 設 法 人 届 出 書
個 人	千件 1,294	千件 35	千件 —
法 人	1,964	96	15
計	3,258	131	15

(注) １ 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。
２ 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある（以下、表12まで同じ）。

(2) 課税の状況

課税期間が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に終了したものの課税状況をみると、次のように課税件数は、個人事業者113万１千件（前年度113万６千件）、法人202万１千件（前年度202万１千件）であった。

表10 消費税の課税件数

（令和２年６月末日現在）

区 分	納税分	還付分	合 計
個 人	千件 1,090	千件 41	千件 1,131
法 人	1,867	154	2,021
計	2,957	195	3,152

(注) 国・地方公共団体等については令和２年９月30日までの申告及び処理分が含まれる。

また、課税額（納税分）は、個人事業者6,143億円（前年度5,995億円）、法人16兆3,552億円（前年度15兆8,907億円）、合計16兆9,695億円（前年度16兆4,902億円）であった。

表11 消費税の課税額
(令和2年6月末日現在)

区分	納税分	還付分
個人	外 1,678 億円 6,143	外 101 億円 370
法人	外 44,775 163,552	外 12,605 45,717
計	外 46,454 169,695	外 12,706 46,087

(注) 1 国・地方公共団体等については令和2年9月30日までの申告及び処理分が含まれる。
2 外書は地方消費税分である。

3 調査の状況

消費税については、所得税・法人税との同時調査を行っており、令和元事務年度の個人事業者に対する調査等件数は6万7千件であり、法人に対する調査件数は7万4千件である。

このうち何らかの非違があったものは、個人事業者が4万5千件で、その追徴税額は加算税を含め304億円であり、法人が4万4千件で、その追徴税額は加算税を含め723億円である。

表12 消費税の調査等状況

区 分	個 人	法 人	計
調 査 等 件 数	件 67,321	件 73,830	件 141,151
申告漏れ等の非 違 件 数	44,552	43,740	88,292
追 徴 税 額 (含・加算税)	億円 304	億円 723	億円 1,027

(注) 追徴税額については、地方消費税を含む。

第10節 その他の諸税

1 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 概要

揮発油税及び地方揮発油税（以下この1において「揮発油税等」という。）の課税物件は、揮発油である。

国産の揮発油の納税義務者は、その製

造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る揮発油の納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

揮発油税等の課税対象である揮発油の関係場数は、令和元年度末現在で5,193場（前年度末現在5,187場）である。この中には、揮発油を未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場255場及び石油化学工場315場が含まれている。

令和元年度の揮発油税等の課税標準数量は4,717万キロリットル（前年度4,828万キロリットル）、課税額は2兆5,229億円（前年度2兆5,930億円）であり、課税額のうち616億円（前年度668億円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

揮発油税等の調査対象場所には、揮発油の製造場のほか、特定石油化学製品の製造場、貯蔵場所及び使用場所並びに特定用途免税揮発油の使用場所等がある。

これらの場数は、令和元事務年度で4,907場（前事務年度5,025場）である。

令和元事務年度においては、91場（前事務年度156場）に対して調査を実施した。

調査の結果、3場（前事務年度10場）について更正又は決定（調査を実施した結果修正申告書又は期限後申告書の提出があったものを含む。以下この節において「更正・決定等」という。）を行っているが、その増差税額は150万円（前事務年度4,900万円）である。

(4) 揮発油類の分析

混和密造による揮発油税等の脱税事案

の取締りに関し、国税局の鑑定官室において製油所等の揮発油の性状を資料収集するとともに、市販ガソリンを買い上げて分析し混和密造揮発油の解明を行っている。令和元事務年度に分析した揮発油類は、延べ1,521点である。

2 印紙税

(1) 概要

印紙税の課税物件は、各種の契約書、定款、通帳、金銭の受取書等の文書である。

納税義務者は、文書の作成者であり、納付は、原則として、課税文書に収入印紙を貼り付け、消印をする方法によるが、このほか、税務署に所定の手続をして現金で納付する方法、例えば、一定の書式表示をして申告納税する方法等がある。

(2) 課税の状況

令和元年度における現金納付分の課税額は1,509億円（前年度1,562億円）であり、課税人員は17万1,154人（前年度17万2,330人）である。

(3) 調査及び指導の状況

印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙の貼付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、貼り付けをしなかった場合は不納付税額の3倍相当額（印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不納付税額の1.1倍）が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。

令和元事務年度においては、2,365場（前事務年度2,764場）に対して調査等を行い、その結果、2,198場（前事務年度2,506場）において収入印紙の貼付不足等

が発見され、その不足税額は17億3,500万円（前事務年度22億4,700万円）であった。

また、そのうち申告納税の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、令和元事務年度において、2万573場（前事務年度2万377場）であるがこのうち539場（前事務年度627場）に対して調査を行い、その結果、61場（前事務年度63場）につき、1億8,400万円（前事務年度1億8,600万円）の更正・決定等を行った。

印紙税は、納税義務者が極めて広範にわたることから、国税庁ホームページ等を通じたリーフレットの配付、説明会の開催など様々な方法による指導を行っている。

3 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 概要

たばこ税及びたばこ特別税（以下この3において「たばこ税等」という。）の課税物件は、喫煙用の製造たばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこである。

国産の製造たばこの納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る製造たばこの納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(注) たばこ特別税は一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）の規定に基づき、平成10年12月1日から課税されている。

(2) 課税の状況

令和元年度末の製造場数は372場（前年

度末345場）である。この中には、製造たばこを未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場240場が含まれている。

令和元年度のたばこ税等の課税標準数量は本数換算で1,533億4,104万本（前年度1,575億62万本）、課税額は1兆104億円（前年度9,858億円）であり、課税額のうち5,123億円（前年度4,747億円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

たばこ税等の調査対象場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品課税製造たばこ（税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこの貯蔵場所があり、手持品課税製造たばこの貯蔵場所を除く調査対象場数は、令和元事務年度で372場（前事務年度345場）であるが、このうち、10場（前事務年度21場）に対して調査を行った。

4 石油ガス税

(1) 概要

石油ガス税の課税物件は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスである。

納税義務者は、自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする者（石油ガスタンク等）であり、充てん場から移出した月の翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納税する。

(2) 課税の状況

令和元年度末の充てん場数は2,593場（前年度末2,621場）であり、令和元年度の課税標準数量は79万トン（前年度88万トン）、課税額は139億円（前年度154億円）である。

(3) 調査の状況

令和元事務年度における調査対象場数は2,665場（前事務年度2,627場）であるが、このうち、143場（前事務年度260場）に対して調査を行い、その結果、40場（前事務年度70場）につき2,000万円（前事務年度200万円）の更正・決定等を行った。

5 航空機燃料税

(1) 概要

航空機燃料税の課税物件は、航空機燃料である。

納税義務者は、航空機の所有者等であり、航空機燃料を航空機に積み込みをした月の翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

納税地は、原則として、航空機燃料を航空機へ積み込む場所とされているが、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所（多くは納税義務者の住所地を承認場所としている。）とすることができる。

令和元年度末現在、この承認を受けた納税地数は579場（前年度末567場）、その他の納税地数は1,149場（前年度末1,078場）である。

令和元年度の航空機燃料税の課税標準数量は518万キロリットル（前年度505万キロリットル）で、課税額は800億円（前年度782億円）である。

(3) 調査の状況

令和元事務年度における調査対象場数は1,540場（前事務年度1,505場）であるが、このうち、20場（前事務年度22場）に対して調査を行い、その結果、13場（前事務年度11場）につき、4,400万円（前事務年度1,900万円）の更正・決定等を行った。

6 自動車重量税

(1) 概要

自動車重量税の課税物件は、自動車検査証の交付を受け、又は車両番号の指定を受ける自動車である。

納税義務者は、自動車検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者であり、納付は、原則として所定の用紙に自動車重量税印紙を貼り付けて、運輸支局等又は軽自動車検査協会に提出することにより行う。

(2) 課税の状況

令和元年度における自動車重量税の課税額は、7,004億円（前年度6,956億円）である。

7 電源開発促進税

(1) 概要

電源開発促進税の課税物件は、一般送配電事業者の販売電気である。

納税義務者は、一般送配電事業者であり、毎月分を翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

令和元年度末の納税義務者数は10社であり、令和元年度の課税標準たる販売電気の電力量は8,429億1,179万キロワット時（前年度8,621億1,031万キロワット時）、課税額は3,161億円（前年度3,233億円）である。

8 石油石炭税

(1) 概要

石油石炭税の課税物件は、原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭である（石油製品については輸入に係るものに限る。）。

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭の納税義務者は、その採取者であり、採

取場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭の納税義務者は、これらの引取者であり、保税地域から引き取るときまで（国税庁長官の承認を受けた者は、引き取った月の翌月末日まで）に申告し、納税する。

(2) 課税の状況

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭に係る納税地は、原則として、これらの採取場であるが、国税庁長官の承認を受けた場合は、その承認を受けた場所である。

令和元年度末現在、この承認を受けた納税地数は14場（前年度末14場）、その他の納税地数は162場（前年度末159場）である。

令和元年度の石油石炭税の課税標準数量は原油が1億3,499万キロリットル、石油製品が1,170万キロリットル、ガス状炭化水素が8,867万トン、石炭が1億2,137万トン、課税額は合計7,402億円（前年度7,887億円）であり、課税額のうち7,316億円（前年度7,792億円）は保税地域からの引取りに係るものである。

（注）平成24年10月1日から地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により特例税率が適用され、段階的に税率の引上げが行われており、平成26年4月1日に2回目、平成28年4月1日に3回目の税率の引上げが行われている。

(3) 調査の状況

令和元事務年度における調査対象場数は78場（前事務年度74場）であるが、このうち、8場（前事務年度16場）に対し

て調査を行い、その結果、5場（前事務年度8場）につき、1,600万円（前事務年度2億1,700万円）の更正・決定等を行った。

9 国際観光旅客税

(1) 概要

国際観光旅客税の課税対象は、旅客の航空機又は船舶による日本からの出国である。

納税義務者は、航空機又は船舶により日本から出国する旅客となるが、原則として、国際旅客運送事業を営む者である航空会社又は船舶会社が特別徴収義務者として、旅客から本税を徴収し納付することとなる。

なお、国際旅客運送事業を営む者のうち、国内に本店又は事務所等を有する国内事業者は税務署に、国内事業者以外の者（国外事業者）は税関に、本税の納付等の手続を行う。

(2) 課税の状況

国際観光旅客税の課税人員は、令和元年度においては4,413万人（前年度702万人）となっている。

また、課税額は、令和元年度においては441億円（前年度70億円）となっている。

(3) 調査の状況

令和元事務年度における調査対象場数は102場であるが、このうち28場に対して調査を行い、その結果、18場につき、追徴税額が2,300万円となった。

第2章 犯則の取締り

第1節 直接国税

1 査察制度

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は原則として納税者の同意を得て行う、いわゆる任意調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、正当な税を課すほかに、反社会的な行為に対する責任を追及するため、懲役や罰金を科すことが税法に定められている。このような場合には、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査（犯則調査）し、その結果に基づいて検察官に告発し公訴提起を求める査察制度がある。

査察制度の執行のため、具体的な手続が国税通則法第11章に定められており、その執行には各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

2 国税査察官の職務

国税査察官は、各国税局・沖縄国税事務所に約1,500人が配置されており、所得税、法人税等の悪質な脱税の摘発という重要な犯則取締事務に従事している。

国税査察官は、税務職員ではあるが、一般の税務職員が質問検査権に基づくいわゆる課税調査を行うのに対し、査察調査を行うための特別の調査権限が与えられている。すなわち、国税査察官は、脱税の疑いがあ

る納税者（犯則嫌疑者）について、本人、取引先等の参考人に質問し、それらの者が所持する帳簿・書類、物件等を検査し、任意に提出された物件を領置することができる。また、裁判官が発付する許可状により住居、工場、事務所等を臨検、搜索し、帳簿・書類や各種の物件を差し押さえる、いわゆる強制調査を行う権限（犯則調査権限）が与えられている。

査察調査の手順としては、脱税の疑いのある者を発見すると、まず、脱税の規模や手口などをより具体的に確認するための内偵調査を行う。内偵調査の後、多額の脱税が見込まれ、手口も悪質と認められるなど、社会的非難に値する犯則嫌疑者について、その脱税の犯則嫌疑事実を裁判官に説明し、許可状の交付を受ける。その許可状に基づいて強制調査に着手するが、着手に当たって各国税局・沖縄国税事務所に配置されている国税査察官は統率の取れた行動をとる。さらに、各国税局・沖縄国税事務所間で臨機に応援する体制も確立されている。強制調査の着手によって差し押さえられた帳簿・書類などは、その後の綿密な調査も加わって真実の所得・税額の計算とその存在を立証するための証拠となる。

3 関係省庁との連絡

査察事件の適正な処理を図るため、法律上の問題点及び事件の具体的処理について、国税庁においては法務省及び最高検察庁と、各国税局・沖縄国税事務所においては関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

(1) 合同中央協議会

令和元年9月には、国税庁及び法務省主催の下に各国税局・沖縄国税事務所の幹部及び国税査察官並びに全国の各検察

庁の財政経済担当検察官が参加して合同中央協議会が開催され、具体的事件を素材として協議、研修を行った。

(2) 合同地方協議会

令和元年11月には、仙台国税局及び仙台高等検察庁主催の下に札幌、仙台、関東信越、東京、金沢及び名古屋の各国税局の国税査察官並びに仙台高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、また、同年12月に、熊本国税局及び福岡高等検察庁主催の下に大阪、広島、高松、福岡及び熊本の各国税局・沖縄国税事務所の国税査察官並びに福岡高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、それぞれ合同地方協議会が開催され、具体的事件に即して協議、研修を行った。

4 査察事務の状況

令和元年度における査察事務の運営に当たっては、有効な資料情報の収集に向けた体制の整備や適切な調査体制の構築を図るなど、各国税局・沖縄国税事務所の実情に応じた効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、所得税、法人税事案に取り組むほか、消費税の輸出免税制度などを利用した消費税受還付事案や自己の所得を秘匿し申告を行わない無申告ほ脱事案、更に、国際事案や市場が拡大する分野や時流に即した社会的波及効果の高い事案の積極的な立件・処理に取り組んだ。

また、経済取引等の国際化及びICT化に的確に対応するため、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度やデジタルフォレンジックツール（データの証拠保全・解析）を活用して効果的な調査を実施した。

令和元年度の査察の概要についてみると、査察着手件数は150件、処理件数は165件で

このうち116件を告発しており、処理件数に対する告発件数の割合は70.3%である。

告発分の総脱税額（加算税額を含む。）は92億円であり、告発1件当たりの脱税額は8,000万円となっている。

告発事件について税目別の件数・脱税額をみると、所得税に係る事件は17件で16億700万円、法人税に係る事件は64件で56億3,600万円、消費税に係る事件は32件で19億7,500万円、源泉所得税に係る事件は3件で5,800万円となっている。

また、告発の多かった業種は、建設業（19者）、不動産業（19者）となっている。

5 社会的波及効果の高い事案への取組

現下の経済社会情勢を踏まえて、特に、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案、市場が拡大する分野や時流に即した脱税事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案に積極的に取り組んだ。

(1) 消費税受還付事案

消費税受還付事案については、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高いものであることから、積極的に取り組んだ。

令和元年度の消費税受還付事案の告発件数は11件となっている。

○ 告発事例

貿易業を営む会社が、取引実態がないにもかかわらず、国内での宝飾品仕入を装い架空仕入（課税取引）を計上するとともに、香港法人への販売を装い架空輸出売上（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金額を記載した内容虚偽の消費税の確定申告を行い、不正に消費税の還付を受け、または受けようとしていたもの

(2) 無申告ほ脱事案

無申告ほ脱事案については、申告納税

制度の根幹を揺るがすものであることから、積極的に取り組んだ。

令和元年度の無申告ほ脱事案の告発件数は27件となっている。

また、平成23年度に創設された単純無申告ほ脱犯を適用した事案は11件となっている。

○ 告発事例

競艇選手と結託して勝舟投票券の払戻金による多額の収入を得ていた者が、他人名義で勝舟投票券のインターネット投票を行うことにより所得を秘匿し、所得税の確定申告を一切せずに納税を免れていたもの

(3) 国際事案

国外取引を利用した悪質・巧妙な事案や海外に不正資金を隠すなどの国際事案に積極的に取り組んだ。

また、国外財産に係る課税の適正を図るため、平成26年に国外財産調書制度が導入されたが、同調書の不提出犯を初めて告発した。

令和元年度の国際事案の告発件数は25件となっている。

○ 告発事例

家具の輸入販売仲介業を営んでいた者が、売上代金を他人名義の預金口座に入金するなどの方法で事業所得を除外したほか、同様の方法で所得を隠し、所得税の確定申告を一切しない方法で多額の所得税を免れていたもの

また、多額の売上代金が入金された国外預金を有していたにもかかわらず、正当な理由なく国外財産調書を提出期限までに提出していなかったため、国外財産調書不提出に係る罰則を適用して告発した

(4) その他の社会的波及効果の高い事案

近年、市場が拡大する分野や時流に即した脱税事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組んだ。

○ 告発事例

インターネット広告業を行っている会社が、不正加担先と通謀し、同人に虚偽の契約書等を作成させ架空の外注費を計上するなどの方法で法人税を免れていたもの

6 不正資金の隠匿場所

脱税によって得た不正資金等の隠匿場所は様々であったが、

○ 居宅内の和ダンスに作り込まれた隠し戸の中

○ 個人名義で契約したレンタル収納スペース内のスーツケースの中

に現金を隠していた事例があった。

第2節 間接国税

1 犯則取締制度

間接国税においても、そのほとんどについて申告納税制度を採用しているが、申告の内容は必ずしも全てが適正なものとはいえない状況にある。

このため、個別指導や団体指導、周知広報に力を注いでいるが、課税の公平を実現するため、悪質な脱税に対しては犯則取締り等を通じて非違脱漏の発見に努め、厳正に是正措置を採っている。

間接国税の分野では、課税対象が特定の物件や行為に限定され、しかも一般に経済的な転嫁が予定されており、そのほ脱による経済効果がその都度直ちに実現するため、非違脱漏への強い誘惑がある。また、間接

国税のは脱を行った悪質な企業が当該商品の価格を引き下げて安売りをを行う結果、正常な市場を混乱に陥れ、正しい納税をしている企業の経営を不当に圧迫することにもなる。

このような実情に即して犯則取締りも特に市場に与える影響の大きい大口・悪質な脱税者等に重点を置いて効果的に実施することとしている。

間接国税の犯則取締りは、国税通則法第11章に定める手続により行われ、国税通則法第7章の2に定める課税調査の権限とは明確に区分されている。

(注) 間接国税とは、消費税（賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限る。）、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

2 通告処分制度

直接国税及び申告納税方式による間接国税に関する犯則事件にあつては、当該職員が調査によって犯則があると思料するときは、全て告発の手続を採ることとなっているが、申告納税方式によるものを除く間接国税に関する犯則事件にあつては当該職員から報告又は通報を受けた犯則事件について、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が調査により犯則の心証を得た場合は、情状が懲役の刑に処すべきものと認められるなど直ちに告発すべきものを除き、通告処分を行うこととされている。

通告処分とは、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等を納付すべきことを犯則者に通告する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意である。そして、通告を受けた犯則者がその内容である罰金相当額等財産上の

負担を任意に履行したときは、当該犯則事件について訴えを提起することができないという手続である。

この通告の内容を履行しないときは、通告不履行による告発の手続を採ることとなっている。

(注) 平成29年度税制改正により国税犯則調査に係る規定が国税通則法に編入されたことにあわせて、通告処分の対象となる間接国税の範囲が見直されている。平成30年3月31日以前は、間接国税のは脱等については、その納付すべき税額の確定の方式にかかわらず、通告処分の対象とされていた。

3 関係省庁との連絡

犯則事件の適正な処理を図るため、法令上の問題点及び事案の具体的処理について、国税庁においては、法務省及び最高検察庁と、国税局・沖縄国税事務所及び税務署においては、関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

4 犯則取締りの状況

犯則取締事務の運営に当たっては、課税部門との連携を強化し、課税の公平と申告水準の向上に寄与することを目的として効率的な事務運営の推進に努めることとしている。

令和元年度における間接国税の犯則事件の検挙件数は20件となっている。

第3章 債権管理事務及び徴収事務

第1節 債権管理事務

1 概要

債権管理事務の主な内容は、納税申告書の提出等により定まった税金の納付状況を個別に管理する徴収決定・収納事務と、納め過ぎとなった税金を納税者に返還する還付金事務である。

徴収決定・収納事務は、納税者からの納税申告書の提出や税務署長による申告税額の更正等により納付することとなった税金の額を確認して「徴収決定済額」として管理し、また、これらの税金が実際に納付された場合に「収納済額」として整理することで、納税者ごとにその納付状況を管理するとともに、未納の納税者に対して督促状により納付を促すことを主な内容とする事務である。

税金の納付は、金銭により日本銀行やその代理店となっている金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄税務署において行うことが原則であるが、相続税・贈与税については、納期限までに納付できない場合の延納が認められ、相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、不動産や有価証券などの相続財産により、物納することが認められる。また、印紙税、登録免許税、自動車重量税といった税目については、印紙による納付が認められている。納められた税金は、直ちに国の歳入となるのではなく、一旦「国税収納金整理資金」に受け入れられ、その資金から還付金等を支払った残額が歳入として一般会計等に組み入れられることになっている。

また、国税の納付手段については、上記のほか、振替納税（昭和42年6月導入）、インターネットバンキング等による電子納税（平成16年6月導入）、コンビニ（バーコード）納付（平成20年1月導入）、ダイレクト納付（平成21年9月導入）、クレジットカード納付（平成29年1月導入）及びコンビニ（QRコード）納付（平成31年1月導入）といった多様な納付手段を導入し、納税者の利便性向上を図るとともに、収納に関する事務効率を図っている。

還付金事務は、納税者が税金を納め過ぎた場合、その超過部分の金額（還付金）を納税者に返還するための事務である。その返還に当たっては、納税者の指定により、①金融機関（銀行、郵便局等）の預貯金口座へ振り込む方法、②郵便局等の窓口で受け取る方法により支払うこととしている。

徴収決定・収納事務及び還付金事務の令和元年度の運営に当たっては、租税債権・債務の正確な管理及び自主納付態勢の確立を基本として、弾力的な事務運営を行うとともに、常に事務の効率化を目指して、適時、適切な措置を講じ、円滑な事務運営に努めた。

2 事務処理の状況

(1) 徴収決定・収納

令和元年度における徴収決定等の状況は、次のとおりである。

イ 徴収決定の状況

令和元年度における徴収決定済額は、総額68兆1,956億円で、これを前年度と比較すると4,450億円（0.6%）の減少となっている（前年度は2.5%の増加）。

ロ 収納済額の状況

イの徴収決定済額に対し収納した額は、総額66兆3,478億円で、収納割合は、

97.3%（前年度97.8%）となっている。
これを前年度と比較すると8,001億円
（1.2%）の減少となっている。

ハ 不納欠損額の状態

イの徴収決定済額に対し、滞納処分
の停止をした後、その停止が3年間継
続したこと又はその国税が限定承認に
係るものであることなどの理由に基づ
き、納税義務が消滅したことにより不
納欠損額として処理したものは、総額
776億円である。

これを前年度と比較すると6億円
（0.8%）減少している。

ニ 翌年度へ繰り越す収納未済の状態

イの徴収決定済額のうち、令和元年
度中に収納済等とならなかったため翌
年度に繰り越して徴収することとなっ
たものは、総額1兆7,702億円（うち滞
納処分の停止中のものは、757億円
（4.3%））である。

これを前年度と比較すると3,557億円
（25.1%）増加している。

(2) 各種納付手段の利用状況

イ 振替納税

令和元年度における振替納税の利用
状況は、申告所得税及び復興特別所得
税（第3期分）において53.0%（納税
人員605万人のうち利用人員321万人）、
個人事業者の消費税及び地方消費税
（確定申告分）において72.6%（納税
人員103万人のうち利用人員74万人）と
なっている。

これを前年度の振替納税の利用状況
と比較すると、申告所得税及び復興特
別所得税では利用人員で12万人、利用
率で2.3ポイント下回った。

また、消費税及び地方消費税では利

用人員で4万人、利用率で2.8ポイント
それぞれ下回った。

ロ コンビニ（バーコード）納付

令和元年度におけるコンビニ納付
（バーコード）の利用件数は、185万件
となっており、前年度と比較すると3
万件（1.6%）増加している。

ハ コンビニ（QRコード）納付（平成 31年1月導入）

令和元年度におけるコンビニ納付
（QRコード）の利用件数は22万件と
なっており、前年度と比較すると3万
件（12%）減少している。。

ニ 電子納税（ダイレクト納付を含む）

令和元年度における電子納税の利用
件数は、501万件となっており、前年度
と比較すると99万件（24.6%）増加し
ている。

ホ クレジットカード納付

令和元年度におけるクレジットカード
納付の利用件数は、31万件となっ
ており、前年度と比較すると、7万件
（29.2%）増加している。

(3) 還付金

令和元年度における還付金等の支払決
定済額は、総額で11兆6,076億円であり、
これを前年度の決算額と比較すると、総
額で9,731億円（9.2%）の増加となった。

(4) 物納及び延納

イ 物納の処理状況

令和元年度中に相続税の物納申請
（前年度以前の物納申請に対する許可
未済を含む。）があったものは件数で
119件、金額で233億円であり、これに
対して申請取下げ等を除き、物納の許
可をしたものは件数で72件、金額で206
億円である。

なお、許可未済で翌年度へ繰り越したものは件数で33件、金額で15億円である。

ロ 延納の処理状況

令和元年度中に相続税及び贈与税の延納申請（前年度以前の延納申請に対する許可未済を含む。）があったものは、件数で1,762件、金額で757億円であり、これに対して、申請取下げ等を除き、延納の許可をしたものは、件数で923件、金額で359億円である。

なお、翌年度へ繰り越した処理未済は、件数で451件、金額で180億円である。

(5) 納税貯蓄組合との連携・協調

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づき設立された団体であり、現在では、振替納税制度の利用拡大や消費税の期限内納付に関する運動のほかに、各種の税務広報、研修会の開催、租税教育の推進（とりわけ中学生の「税についての作文」の募集）等納税意識の向上を図るための幅広い活動を行っている。

このような納税貯蓄組合の活動の維持、充実が図られるよう、連携・協調に努めている。

特に中学生の「税についての作文」については、平成20年度から全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催により実施している。

第2節 徴収事務

1 概要

納税義務が成立し、申告、更正・決定等の一定の手続により納付すべき税額の確定した国税が、その納期限までに納付されな

いときは督促を行い、なお納付されない場合には、滞納整理を行うことになる。

滞納整理の具体的な進め方については、原則として、財産の調査に始まり、財産の差押え、差押財産の換価、換価代金等の配当に終わる一連の強制徴収手続を執ることになるが、財産調査の結果、納税者の事情等により強制徴収手続を執ることが適当でないと認められるときは、①国税の納税を猶予する納税の猶予、②差押財産の換価を猶予する換価の猶予、③滞納処分の執行を停止する滞納処分の停止などの納税緩和措置を講ずることになる。

2 滞納の状況

(1) 発生等の状況

令和元年度において新規に発生した滞納は、件数101万件、税額5,528億円であり、前年度に比べ、件数は30万件（22.9％）減少し、税額は615億円（10.0％）減少している。

さらに、新規発生滞納額5,528億円を税目別にみると、源泉所得税が310億円（全税目に占める構成割合は5.6％）、申告所得税が939億円（同17.0％）、法人税が765億円（同13.8％）、相続税が275億円（同5.0％）、消費税が3,202億円（同57.9％）で、この5税目で全体の99.4％を占めている。

なお、前年度からの繰越滞納に新規発生滞納を加えた要整理滞納は、件数343万件、税額1兆3,645億円であり、前年度に比べて、件数は50万件（12.6％）減少し、税額は1,028億円（7.0％）減少している。

表13 新規発生滞納の税目別内訳

区 分	新規発生滞納		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	8	310	8.0	5.6	88.5	95.5
申告所得税	38	939	37.6	17.0	69.9	74.8
法 人 税	7	765	7.1	13.8	92.9	109.7
相 続 税	1	275	1.3	5.0	84.9	89.3
消 費 税	41	3,202	40.3	57.9	78.0	91.0
そ の 他	6	36	5.8	0.6	93.3	101.3
計	101	5,528	100.0	100.0	77.1	90.0

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

(2) 整理の状況

令和元年度中に整理した滞納（整理済滞納）は、件数128万件、税額6,091億円であり、前年度に比べて、件数は23万件（15.1％）減少し、税額は464億円（7.1％）減少している。

なお、要整理滞納に対する整理済滞納の割合（整理割合）は、件数37.2％、税額44.6％であり、前年度に比べて、件数は1.1ポイント減少し、税額は0.1ポイント減少している。

表14 整理済滞納の税目別内訳

区 分	整理済滞納		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	12	396	9.1	6.5	85.7	87.3
申告所得税	49	1,157	38.3	19.0	78.9	86.1
法 人 税	7	738	5.8	12.1	92.4	106.7
相 続 税	1	332	1.1	5.5	80.6	85.6
消 費 税	53	3,438	41.4	56.4	89.2	94.3
そ の 他	5	31	4.3	0.5	92.5	91.7
計	128	6,091	100.0	100.0	84.9	92.9

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

(3) 滞納整理中のものの状況

令和元年度末における滞納整理中のものは、件数216万件、税額7,554億円であり、前年度に比べて、件数は27万件（11.1％）減少し、税額は564億円（6.9％）減少している。

なお、滞納整理中のもの7,554億円を税目別にみると、源泉所得税が1,090億円（全税目に占める構成割合は14.4％）、申告所得税が2,238億円（同29.6％）、法人税が946億円（同12.5％）、相続税が572億円（同7.6％）、消費税が2,668億円（同35.3％）で、この5税目で全体の99.5％を占めている。

表15 滞納整理中のものの税目別内訳

区 分	滞納整理中		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	35	1,090	16.1	14.4	90.5	92.7
申告所得税	84	2,238	38.8	29.6	88.3	91.1
法 人 税	9	946	4.0	12.5	97.1	102.9
相 続 税	1	572	0.5	7.6	98.4	90.9
消 費 税	83	2,668	38.7	35.3	87.2	91.9
そ の 他	4	41	1.8	0.5	109.6	113.9
計	216	7,554	100.0	100.0	88.9	93.1

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

3 滞納整理事務の実施状況

(1) 令和元事務年度の取組

令和元事務年度の徴収事務の運営に当たっては、下記(2)に掲げる事項に留意し、適正な滞納整理事務の推進に取り組むとともに、下記(3)のとおり、効果的・効率的な事務運営を実施した。また、(4)及び(5)に掲げる事務に的確に取り組んだ。

なお、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切な対応に努めた。

(2) 適正な滞納整理事務の推進

イ 大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応

大口・悪質事案については、納付能力調査等による滞納者の実情把握に努めた上で、適時の財産調査を行い、差

押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて下記ロにより組織的な対応や法的手段も積極的に活用した。

なお、公売については、滞納処分の引継ぎの制度を活用するなどして、効果的・効率的に公売事案の処理促進を図った。

また、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、厳正に対処した。

ロ 処理困難事案に対する質的整理の実施

処理困難事案については、相当の事務量を投下又は高度な徴収技法を活用した質的整理を実施して計画的に整理促進を図り、必要に応じて広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的に対応したほか、原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課などの法的手段を積極的に活用した。

ハ 消費税事案の滞納残高圧縮に向けた確実な処理

消費税滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けて確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に努めた。

ニ 猶予制度の的確な周知及び適切な実施

猶予制度を的確に周知するとともに、納付能力調査を中心として滞納者の実情等を十分に把握した上で、法令等に定める要件に該当する場合には、換価の猶予等を適切に適用し、その後の納付の履行

監視等を確実に実施した。

ホ 審理の適切な実施

滞納整理における処分の適法性・妥当性を確保するため、国税訟務官等を含めた十分な審理態勢の下、事実認定、法令要件の充足性及び処分理由の適正性についての審理を的確に実施した。

(3) 効果的・効率的な事務運営

徴収事務運営に当たっては、滞納事案の進行管理や優先的に処理すべき事案の選定及び事務監査の実施を通じた事務の適正性の確保など、徴収システムを活用して、滞納整理の総体的進行管理及び滞納事案の個別的進行管理を適切に実施した。

また、同システムの集中電話催告機能を効果的に活用して、効率的な運営に取り組んだ。

(4) 国際的な徴収回避への対応

国際的な徴収回避に的確に対応するため、資料情報の積極的な活用及び賦課部門等との連携・協調を図り、国外に財産を所有するなどの海外関連事案の的確な把握・管理に努めるとともに、租税条約等の要件に該当する場合には確実に徴収共助を要請するなど、国際的な徴収に積極的に取り組んだ。

(5) 年金保険料の的確な徴収

厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料等や国民年金保険料の徴収事務について、委任制度が効果的に活用されるよう厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携するとともに、委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に努めた。

第4章 国際税務

1 概要

近年、個人・企業による海外投資や海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化している。

このため、外国税務当局との租税条約等に基づく国際協力の推進により、海外取引を通じた国際的な脱税や租税回避の防止に努めている。

また、外国税務当局との間で課税上の問題が発生するといったケースも増加していることから、相互協議を通じて、国際的な課税問題の解決に向けて積極的な活動を続けている。

2 国際的な情報交換

租税に関する情報交換の重要性について世界的に認識が高まる中、我が国においても、新たな租税条約等の締結を進めている。令和元事務年度には、クロアチア及びエクアドルとの租税条約が発効し、令和2年6月末現在、発効済みの租税条約等は76（令和元年6月末時点で74）、適用対象国・地域は139か国・地域（令和元年6月末時点で130）に増加している。

令和元事務年度には、これらの国々との間で要請に基づき約850件、自発的に約500件、自動的に約356万件の情報の交換を行った。

なお、事案の内容に応じて、外国税務当局と会合を開催するなど、効果的・効率的な情報交換の実施に努めている。

3 外国税務当局との相互協議

国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決

を図っている。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施している。

令和元事務年度の発生件数は200件、処理件数は186件、同年度末の繰越件数は542件であった。

4 国際会議への参加

外国税務当局との税務行政上の執行面での協力や経験の共有などを行うため、各種の国際会議に積極的に参加している。令和元事務年度においては、OECD税務長官会議運営会合（FTAビューロ会合；メンバーは、日本、インド、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、シンガポール、中国、チリ、ノルウェー、フランス、米国、南アフリカ、ロシアの14か国・地域）、アジア税務長官会合（SGATAR；メンバーは、日本、インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、モンゴルの17か国・地域）等に参加した。

5 技術協力

開発途上国の税制・税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者を育成すること等を目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）やOECDなどとも連携しながら、開発途上国に対する技術協力に取り組んでいる。技術協力は、開発途上国等へ職員を派遣し、現地で講義等を提供するもの（派遣型）と、国内において開発途上国の税務職員等を対象とした研修を実施し講義等を提供するもの（受入型）の2つの形態で行われている。

(1) 開発途上国等への職員派遣

開発途上国等で実施される研修の講師として、令和元事務年度は、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオスへ職員を派遣した。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的にアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しており、令和元事務年度においては、インドネシア、ミャンマー、ラオスで職員が活動した。

(2) 国内における研修の実施（受入型）

イ 国際税務行政セミナー（ISTAX）

開発途上国の税務職員を対象として、日本の税制・税務行政全般について講義等を行う研修であり、中堅職員向けの一般コースと、幹部職員向けの上級コースがある。令和元事務年度において、一般コースは16か国から16名、上級コースは11か国から11名が参加した。

ロ 国別税務行政研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿ったテーマで講義等を行っている。令和元事務年度においては、インドネシア、ラオスの税務職員を対象に行った。

ハ アジア国際課税研修

複数のアジア諸国（平成30事務年度は、インドネシア、カンボジア、スリランカ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオスが対象）の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義等を行っている。平成30事務年度においては、7か国から7名が参加した。令和元事務年度の研修は、新型コロナウイルスの影響により、延期された。

ニ 国税庁実務研修

世界銀行等の奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員等を対象とした研修であり、各大学院の履修単位の一つを構成している。本研修では、日本の税制・税務行政全般に関する講義等を行っており、令和元事務年度中に行われた研修には、留学生10名が参加した。

(3) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

国際的な租税・金融犯罪に各国が協力して対処するため、OECDが中心となり、租税犯罪捜査官等を対象に、租税犯罪・収賄罪・マネーロンダリングなどに対する捜査手法、各国間の国際協力などに関する講義等を行う研修である。

国税庁はOECDからの要請を受け、アジア太平洋地域の国々を主な対象とする「OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー」（以下「アカデミー」という。）を令和元年5月に開講し、その後も同年12月及び令和2年2月にアカデミーを開催した。

また、令和元年6月に福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、OECDと国税庁との間で今後5年間にわたり定期的にアカデミーを実施する旨を定めた協力覚書を締結しており、今後も引き続き年3回程度アカデミーを開催していく。

第5章 広報

第1節 広報広聴事務

1 概要

広報広聴事務は、国民各層・納税者の方々（以下この章において「納税者等」という。）との双方向のコミュニケーションを通じて、申告納税制度の下、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを目的として行うものである。

このため、その実施に当たっては、納税者等に対して、租税の意義・役割及び国税庁の取組について広く理解を求め、申告・納税に関する法令解釈や税務手続等について、納税者の視点に立った分かりやすく丁寧な周知・広報を行うとともに、納税者等の意見や要望等を聴取し、事務の改善に努めた。

なお、各種広報広聴施策の実施に当たっては、その施策の具体的な目標及び主たる訴求対象を明確にし、費用対効果を十分に検証した上で、効果的・効率的に実施した。

2 納税意識の向上に関する事務

(1) 納税意識の向上に向けた税の啓発活動

納税意識の向上に向けた税の啓発活動として、租税の意義・役割や適正かつ公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組について、納税者等に理解を深めてもらえるよう、年を通じて以下の広報広聴施策を実施した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）による情報提供（国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」の配信等）

- ・ YouTube「国税庁動画チャンネル」やTwitter「@NTA_Japan」の活用

ロ 各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策

- ・ 講演会、説明会等
- ・ 地元マスメディアを通じた広報

(2) 税を考える週間

税の啓発活動としての広報広聴施策は、年を通じて行う(1)の施策のほか、短期間に活動を集約することで、職員の広報意識の醸成や関係民間団体等との連携・協調を促進しつつ、広報施策の訴求効果も高めることができることから、11月11日から17日までを「税を考える週間」（以下「週間」という。）として、集中した広報広聴施策を実施した。

なお、令和元事務年度（令和元.7.1～令和2.6.30）の週間においては、テーマを「暮らしを支える税」とし、テーマに即した情報を提供するほか、広く納税者等から国税庁の広報施策に対する要望等を聴取した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページに掲載している国税庁の取組等について情報提供を行うページ（以下「取組紹介ページ」という。）の更新
- ・ 取組紹介ページへの誘引を目的としたインターネット広告
- ・ Twitter「@NTA_Japan」による集中的な情報提供

ロ 各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策

- ・ 講演会等の集中的な実施
- ・ 地元マスメディアに対し週間の行事等に関する情報を積極的に提供
- ・ 地方公共団体や関係民間団体等と

の連携・協調による週間の行事等の実施

- ・ 国税モニター等との意見交換会（紙上座談会を含む。）の開催

(3) 租税教育

次代を担う児童・生徒等に対する租税教育を充実するため、総務省、文部科学省及び国税庁を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会のほか、国税当局、地方税当局、教育関係機関、関係民間団体等を構成員とする租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）を設置し、租税教育の推進のための環境整備を図っている。

なお、令和2年3月末現在の租推協設置数は、都道府県単位で47会、市区町村等单位で717会となっている。

令和元事務年度は、租推協を中心として、①租税教室の開催、②租税教育用副教材の作成・配付、③高校生の税の作文募集、④教育関係者等を対象とした研修会の開催等を行った。

イ 租税教室の開催

教育関係機関との連携により、児童・生徒等を対象として、税務署や関係民間団体等からの講師派遣による租税教室を、令和元年度は、全国の小・中・高等学校等2万2,090校で実施した。

ロ 租税教育用副教材の作成・配付

学校教育における租税教育を充実するため、都道府県単位の租推協では、小学生及び中学生を対象とした租税教育用副教材を作成し配付した。

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」において、税の仕組みなどを分かりやすく解説した情報や租税教育用ビデオ、ゲームを掲載してい

る。

ハ 高校生の税の作文募集

学校教育における租税教育の充実に目的として、昭和37年度から、全国の高校生から税に関する作文の募集を行っており、令和元年度は、1,818校から21万4,421編の応募があった。そのうち優秀作品を選考し、国税庁長官賞等として表彰した。

ニ 教育関係者等を対象とした研修会等の開催

教育関係者等の財政や租税に関する理解を深め、授業に役立ててもらうことを目的として、租税や税務行政等に関する情報を提供する研修会などを開催しており、令和元年度は3万3,733人の参加があった。

3 税に関する知識の普及と向上に関する事務

(1) 確定申告期広報

令和元年分の確定申告期においては、幅広い層に働きかけができるよう各種広報媒体を組み合わせた広報（メディアミックス）を実施することにより、国税庁ホームページ内のコンテンツ「確定申告書等作成コーナー」及び国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用拡大を図った。

また、マイナンバーカード方式やID・パスワード方式によるe-Tax利用及び確定申告書等作成コーナーのスマートフォン等専用画面を利用した申告書の作成について、積極的な広報を行った。

これらの周知・広報に当たっては、国税庁ホームページのほか、報道発表、テレビCM、新聞広告、インターネット広告、Twitter、メールマガジンなど、様々な手

段を活用して実施した。

(2) 各種媒体を活用した広報

イ ホームページによる情報提供

国税庁ホームページ（平成10年11月開設）では、身近な税の情報や業務内容、統計資料、報道発表資料のほか、法令解釈通達等の情報を提供している。

国税庁ホームページの運用に当たっては、利用者の視点に立ち、高齢者や障害者を含め、誰もが容易にアクセスできるよう、利便性に配慮したホームページ作成に努めている。

なお、令和元年度のアクセス数は、3億3,422万件となっている。

ロ インターネット番組「Web-TAX-TV」

Web-TAX-TV（平成17年8月開設）では、国税庁の取組や仕事をドラマ仕立てで紹介する「取組紹介番組」や、確定申告における税の取扱いや手続を紹介する「税務手続番組」などを配信している。

令和元事務年度は、新たに13番組を制作しており、令和2年6月末現在における配信番組数は、63本となっている。

ハ YouTube「国税庁動画チャンネル」

YouTube「国税庁動画チャンネル」（平成21年度開設）では、Web-TAX-TVで配信している番組のほか、租税教育アニメビデオ、「税を考える週間」や確定申告期に各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した著名人によるパブリシティの模様など、令和2年6月末現在において、123本の動画を配信している。

ニ SNS等の活用

国税庁ホームページのトップページ

にTwitter国税庁公式アカウント（@NTA_Japan）のリンクを設置し、税に関する情報等をタイムリーに配信している。

なお、令和2年6月末現在のフォロワー数は、約11万人となっている。

ホ 税の広報資料等の作成、配布

税法、記帳、税額の計算方法など、実務上必要な最新情報を分かりやすい表現で広く納税者等に提供し、自主的に正しい申告と納税を行えるよう、「暮らしの税情報（パンフレット、リーフレット）」を作成し、配布した。

また、納税者等に対する行政の説明責任を果たすため、国税庁が抱えている課題と取組・その実績について、写真や図、計数やグラフを用いて、分かりやすく「国税庁レポート2020」（日本語版・英語版）に取りまとめて発行するとともに、国税庁ホームページに掲載した。

(3) 説明会、講演会等の開催

税務署等において、各種の説明会や講演会を開催して税知識の普及や納税意識の向上を図った。

4 広聴に関する事務

(1) 納税者等からの意見・要望等への対応

納税者利便の向上や事務運営の改善を図るため、国税当局の窓口やホームページ等に寄せられた納税者等からの意見・要望等について、関係部署で検討し、事務運営の改善等に反映したものについては、その内容を国税庁ホームページにおいて公表した。

(2) 国税モニターの運営

国税モニター制度は、国税に関する納税者等の意見・要望等について、国税モ

ニターを通じて収集し、事務運営の改善に役立てるなど、納税者利便の向上に資するとともに、国税に関する情報・資料等を提供することにより、税務行政に対する納税者等の理解の向上を図ることを目的としている。

令和元年度は、全国71税務署で354人に委嘱し、税に関する情報を提供するとともに、税務行政に対する意見の提出、アンケートへの回答、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署主催行事への参加等を要請した。

5 報道に関する事務

国税庁において、令和元事務年度に租税滞納状況など26件の報道発表を行ったほか、150件の資料提供を実施した。

また、各国税局・沖縄国税事務所においても、それぞれ都道府県単位で路線価の公表などの報道発表等を行った。

6 その他

国税庁では、情報公開窓口に閲覧窓口を併設し、閲覧文書目録を備え付けるなど、国税庁本庁における行政文書等の閲覧サービスを提供している。

第2節 刊行物等

国税庁では、納税意識の向上、税務に関する知識の普及や向上を図るために各種のパンフレット、リーフレット等の作成、監修等を行い納税者等に提供している。

また、毎年実施している民間給与実態統計調査や会社標本調査、申告所得税標本調査などの結果を国税庁ホームページ等において公表している。

なお、令和元事務年度に発行した各種の刊行物等は、次のとおりである。

〔長官官房総務課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
第68回事務年報 平成29年度 (A4 187P)	令和2.2	ホームページに公表	平成30事務年度における国税庁の事務運営の概要を収録し、主に今後における税務行政の改善に資するために作成したもの

〔長官官房企画課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
民間給与実態統計調査 平成30年分 (217P)	令和元.11	ホームページに公表	平成30年分の民間企業の給与等の実態を明らかにしたもの
会社標本調査 平成30年度分 (174P)	令和2.5	ホームページに公表	平成30年度において、稼働中の内国普通法人について、資本金階級別、業種別に課税の実態を明らかにしたもの
申告所得税標本調査 平成30年分 (92P)	令和2.3	ホームページに公表	平成30年分の申告所得税について、所得者区分、種類別、階級別等に申告所得税納税者の実態を明らかにしたもの
National Tax Agency Report 2019 (74P)	令和元.9	ホームページに公表	国税庁の取組について、英語で納税者に分かりやすく説明したもの

〔長官官房広報聴室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
暮らしの税情報（リーフレット）			
①所得税のしくみ/②記帳や帳簿等保存・青色申告（A4 2P）	令和元. 7	16万部	所得税の仕組みや記帳制度などについて説明したもの
③消費税のしくみ（A4 4P）	令和元. 7	16万部	消費税の仕組みについて説明したもの
④給与所得者と税/⑤家族と税（A4 4P）	令和元. 7	20万部	給与所得者の確定申告や配偶者にパート収入がある場合などについて説明したもの
⑥退職金と税/⑦高齢者と税（年金と税）（A4 2P）	令和元. 7	22万部	退職金の支払を受けた場合や高齢者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑧障害者と税（A4 2P）	令和元. 7	11万部	障害者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑨医療費を支払ったとき（A4 2P）	令和元. 7	23万部	多額の医療費を支払った場合の税金の取扱いについて説明したもの
⑩保険と税（A4 2P）	令和元. 7	18万部	生命保険料、地震保険料を支払った場合や保険金を受け取った場合の取扱いについて説明したもの
⑪寄附金を支出したとき（A4 2P）	令和元. 7	12万部	寄附金を支払った場合における税金の取扱いについて説明したもの
⑫災害等にあったとき（A4 4P）	令和元. 7	11万部	住宅や家財などに損害を受けた場合の所得税の軽減について説明したもの
⑬株式・配当・利子と税（A4 2P）	令和元. 7	19万部	株を売却した場合の税や利子、配当の課税関係について説明したもの
⑭マイホームを持ったときⅠ（A4 4P）	令和元. 7	31万部	住宅ローン等で住宅を新築、購入などした場合の取扱いについて説明したもの
⑮マイホームを持ったときⅡ（A4 2P）	令和元. 7	24万部	住宅ローン等を利用しない場合の取扱いについて説明したもの
⑯土地や建物を売ったとき（A4 2P）	令和元. 7	33万部	土地や住宅を売却した場合の取扱いについて説明したもの
⑰財産をもらったとき（A4 4P）	令和元. 7	37万部	贈与税について分かりやすく説明したもの
⑱財産を相続したとき（A4 2P）	令和元. 7	38万部	相続税について分かりやすく説明したもの
⑲申告と納税（A4 2P）	令和元. 7	13万部	申告・納付期限や税金の納付と還付について説明したもの
⑳確定申告書等作成コーナー/e-Tax（国税電子申告・納税システム）（A4 2P）	令和元. 7	14万部	確定申告書等作成コーナーや国税電子申告・納税システム（e-Tax）について説明したもの
㉑税に関する相談をするには/情報公開や個人情報の開示を請求するには/㉒税務署長の処分に不服があるとき（A4 2P）	令和元. 7	8万部	税務相談、情報公開、再調査の請求及び審査請求について説明したもの
㉓個人で事業を始めたとき/法人を設立したとき/㉔公売に参加するには（A4 2P）	令和元. 7	11万部	個人で事業を始めたときや法人を設立したときに必要な届出及び公売の手続について説明したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
暮らしの税情報（パンフレット） （A4 52P）	令和元. 7	55万部	暮らしの税情報（リーフレット）をまとめたもの
私たちの税金（点字本 B5 152P）	令和元. 9	1,390部	目の不自由な方のために税に関する参考資料として、税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの
私たちの税金（墨字本 A4 74P）	令和元. 9	1,390部	点字本の内容を墨字にしたもの
私たちの税金（DAISY図書 CD 2時間18分）	令和元. 9	636枚	目の不自由な方や点字が読めない方のために、点字本の内容を音声にしたもの
国税庁レポート2020（A4 75P）	令和2. 6	3,461部	国税庁の取組について分かりやすく説明したもの

〔課税部課税総括課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和元年度 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引 （A4 40P）	令和元. 9	481万部	法定調書のうち、多くの方が提出をしなければならない6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめたもの

〔課税部個人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和2年度 所得税の改正のあらまし（A4 20P）	令和2. 5	17万部	所得税に関する税制改正事項を解説したもの
青色申告者のための貸借対照表作成の手引き（A4 32P）	令和元. 10	15万部	青色申告者が、青色申告特別控除の適用を受けるために必要な貸借対照表の作成方法を説明したもの
白色申告者の決算の手引き（一般用）（農業所得用）（A4 36P）	令和元. 10	26万部	記帳制度による帳簿に基づいて、「収支内訳書」を作成するための決算の仕方について説明したもの
帳簿の記帳のしかた（事業所得者用等）（A4 32P）	令和2. 5	36万部	事業所得、農業所得及び不動産所得のある方のための帳簿の記帳の仕方を説明したもの

〔課税部法人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和元年度 法人税関係法令の改正の概要（A4 44P）	令和2. 5	118万部	法人税に関する税制改正事項を解説したもので、改正税法説明会の教材等として使用するもの
令和元年版 法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引（A4 92P）	令和2. 6	76万部	法人税の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの
適用額明細書の記載の手引（単体法人用）（A4 P98）	令和2. 6	18万部	適用額明細書（単体法人用）の作成に当たってその記載要領等を説明したもの
適用額明細書の記載の手引（連結法人用）（A4 P93）	令和2. 6	ホームページに公表	適用額明細書（連結法人用）の作成に当たってその記載要領等を説明したもの
令和2年版 源泉徴収のあらまし（A5 384P）	令和元. 10	26万部	源泉徴収に関する主要事項を解説したもので主として大規模徴収義務者に配布するもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和元年分 年末調整のしかた (A4 112P)	令和元. 9	549万部	令和元年分の年末調整の仕方について、改正点、年末調整に当たっての注意点及び具体的な計算方法を説明するとともに、併せて年末調整関係の税額表等を掲載したもので、徴収義務者などに配布するもの
令和元年版 給与所得者と年末調整 (A5 4P)	令和元. 10	65万部	配偶者控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除等について分かりやすく説明したもので給与所得者に配布するもの

〔課税部酒税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
酒のしおり (A4 152P)	令和2. 3	4,750部	酒税及び酒類産業行政に対する一般的な認識を高めるため酒税等に関する基本的な資料を収録したもの

〔課税部消費税室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和元年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き 個人事業者用（一般用）（簡易課税用） (A4 52P・52P)	令和元. 9	89万部	個人事業者の消費税の確定申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの
22019 Consumption and Local Consumption Taxes Final Return Guide (General Form) (Simplified Tax Form) (For sole proprietors) (A4 52P・52P)	令和元. 12	4万部	「令和元年分消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（個人事業者用）」の英語翻訳版
消費税の届出書について (A4 4P)	令和2. 1	11万部	消費税に関する主な届出書の内容や提出時期、提出に当たっての注意点等を説明したもの
法人用消費税及び地方消費税の申告書（一般用）（簡易課税用）の書き方 (A4 44P・28P)	令和元. 9	67万部	法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たって、その計算方法、申告書及び添付書類の記載方法を説明したもの
	令和2. 4	49万部	
消費税法改正のお知らせ (A4 4P)	令和2. 4	159万部	消費税に関する税制改正事項を解説したもの
消費税の課税選択の変更に係る特例について (A4 2P)	令和2. 4	20万部	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者に対する特例（消費税関係）を説明したもの
消費税のあらまし (A4 80P)	令和2. 6	58万部	消費税に関する基本的な仕組みや届出書等について説明したもの
国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税 (A4 68P)	令和2. 6	8万部	国・地方公共団体の特別会計等に係る消費税の基本的な仕組みと手続について説明したもの
契約書や領収書と印紙税 (A4 4P)	令和2. 6	33万部	印紙税が課税される文書やその税額などの基本的な事項をまとめたもの
印紙税の手引 (A4 40P)	令和2. 6	17万部	印紙税の基本的な仕組みや課税される文書の範囲等について分かりやすくまとめたもので、説明会の教材等として使用するもの
消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について (A4 2P)	令和2. 4	20万部	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者に対する特例（印紙税関係）を説明したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
たばこ税の手持品課税申告の手引 (令和2年10月 手持品課税用) (A4 24P)	令和2.6	15万部	たばこ税の段階的税率引上げに伴い、一定のたばこの販売業者が行う手持品課税の概要等について説明したもの

〔課税部消費税軽減税率制度対応室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
よくわかる消費税軽減税率制度 (A4 16P)	令和元.7	399万部	消費税の軽減税率制度に関する基本的な事項を説明したもので、制度周知のために使用するもの
消費税軽減税率制度の手引き (A4 80P)	令和元.8	158万部	消費税の軽減税率制度に関する事項について、詳細を説明したもの
消費税の軽減税率制度に関するQ&A (個別事例編) 平成28年4月 (令和元年7月改訂)	令和元.7	ホームページに公表	消費税の軽減税率制度の適用に関して個別的な事例についてQ&A方式で説明したもの
消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A 平成30年6月 (令和元年7月改訂)	令和元.7	ホームページに公表	消費税の適格請求書等保存方式の適用に関して個別的な事例についてQ&A方式で説明したもの
消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。	令和元.10	403万部	消費税の軽減税率制度下において、消費税申告書を作成するためには、区分経理（記帳）が必要となる旨説明したもの。
適格請求書等保存方式の概要	令和2.6	336万部	消費税の適格請求書等保存方式について、その概要を説明したもの

〔徴収部管理運営課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
相続税・贈与税の延納の手引 (A4 72P)	令和2.4	4,750部	相続税・贈与税を延納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの
相続税の物納の手引（手続編）（整備編）(A4 72P・80P)	平成2.4	各3,750部	相続税を物納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの

〔国税不服審判所〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
審判所ってどんなところ？～国税不服審判所の扱う審査請求のあらまし～ (A4 9P)	令和元.8	9,800部	国税不服審判所の概要、不服申立制度及び審査請求手続等について説明したもの
審査請求よくある質問－Q&A－(A4 35P)	令和元.8	5,400部	審査請求手続についてQ&A方式で説明したもの
国税不服審判所における審査請求手続（一般的な審理の流れ）(A3 2P)	令和元.8	5,400部	審査請求書の提出から裁決書謄本の送付までの一般的な審理の流れを図等にまとめたもの

第6章 税務相談等及び苦情

第1節 税務相談等

1 概要

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行われている。

この税務相談について適切かつ効率的に対応するため、各国税局及び沖縄国税事務所に設置した電話相談センターに税務相談官を集中的に配置して、税務署に寄せられる税に関する一般相談に対し、原則として税目別に対応を行っている。

なお、東京、名古屋、大阪の電話相談センターでは、外国人のための英語による電話相談窓口を設けている。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」を設置して情報提供を行っているほか、聴覚障害者等、電話での相談が困難な方からのメールによる税に関する一般相談の窓口を設けている。

さらに、令和2年度から国税庁ホームページに税務相談に対応したチャットボットを導入することとしており、導入に先立ち令和2年1月から5月まで試験的に導入を行った。

2 税務相談等の状況

(1) 税務相談

令和元年度に電話相談センターで受理した税務相談件数は511万件で、対前年度比93.9%となっている。

税務相談件数及び構成割合を税目別に見ると、所得税関係260万件（51.0%）、

資産税関係93万件（18.1%）、法人税関係19万件（3.7%）、消費税関係25万件（4.9%）となっている。

(2) タックスアンサー

令和元年度のタックスアンサーの利用件数は7,368万件であり、対前年度比126.5%となっている。

(3) チャットボット

令和2年1月から5月までのチャットボットの試験導入において対応した相談件数は40万件となっている。

第2節 苦情

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、納税者から寄せられた苦情及び困りごとに対して適切に対応することが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、迅速かつ的確な対応に努めている。

寄せられた苦情については関係部署と協議し、納税者サービスの向上等につなげている。

また、申出がなされた日から原則として3日以内に処理するよう努めており、令和元年度における苦情の3日以内の処理件数割合はおよそ93.9%となっている。

なお、この苦情処理を専担する納税者支援調整官が平成13年7月に設置され、令和元年7月現在では、各国税局・沖縄国税事務所のほか、主要税務署（43署）に派遣配置されており、税務一般に関する納税者からの苦情に関する事務のうち、当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整に関する事務を行っている。

第7章 情報公開・個人情報保護 及び実績の評価

第1節 情報公開

1 概要

行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という。）が、平成13年4月から施行された。

情報公開法に基づき、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示請求をすることができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、当該行政文書を開示

しなければならないとされている。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

令和元年度における国税庁の開示請求件数は、3,939件であり、前年度とほぼ同数となっている。

表16 行政文書の開示請求件数

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	対前年比
国税庁	3,940	3,939	99.9%
全省庁	152,641	※	※

(注) 表中の※については、令和3年1月31日現在未公表。

(2) 開示決定等の内訳

令和元年度における国税庁の開示決定等件数は、3,960件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は96.1%となっている。

表17

行政文書の開示決定等の内訳

(単位：件)

	平成30年度				令和元年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	3,961	547 (13.8%)	3,311 (83.6%)	103 (2.6%)	3,960	649 (16.4%)	3,156 (79.7%)	155 (3.9%)
全省庁	138,852	40,626 (29.3%)	95,169 (68.5%)	3,057 (2.2%)	※	※	※	※

注) 表中の※については、令和3年1月31日現在未公表。

第2節 個人情報保護

1 概要

(1) 個人情報の保護

行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）が、平成17年4月から施行された。

また、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、この章において「番号法」という。）が平成27年10月に施行された。

行政機関個人情報保護法及び番号法は、行政機関における個人情報並びに特定個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、国税庁としては、これらの法律の趣旨を踏まえ、納税者に関する情報の管理を徹底する必要がある。

(2) 開示請求等

行政機関個人情報保護法に基づき、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができ、行政機関の長は、不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないとされており、開示請求に対して的確に対応する必要がある。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

令和元年度における国税庁の開示請求件数は、60,324件であり、前年度に比べ、3,784件（106.7%）増加している。

表18 保有個人情報の開示請求件数

（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	対前年比
国税庁	56,540	60,324	106.7%
全省庁	98,946	※	※

（注） 表中の※については、令和3年1月31日現在未公表。

(2) 開示決定等の内訳

令和元年度における国税庁の開示決定等件数は、60,298件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は99.2%となっている。

表19

保有個人情報の開示決定等の内訳

(単位：件)

	平成30年度				令和元年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	56,136	18,019 (32.1%)	37,624 (67.0%)	493 (0.9%)	60,298	19,418 (32.2%)	40,396 (67.0%)	484 (0.8%)
全省庁	97,531	46,499 (47.7%)	48,867 (50.1%)	2,165 (2.2%)	※	※	※	※

(注) 表中の※については、令和3年1月31日現在未公表。

第3節 実績の評価

1 概要

平成10年6月に成立した「中央省庁等改革基本法」の第16条第6項第2号において、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下「実施庁」という。）については、その業務の効率化を図る等の観点から、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。

財務省の実施庁である国税庁の実績の評価については、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

2 令和元事務年度国税庁実績評価実施計画

「令和元事務年度国税庁実績評価実施計画」（以下「実施計画」という。）については、令和元年6月に策定・公表された。

この実施計画では、国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」及び「税理士業務の適正な運営の確保」の3つを実績目標（大）として設定し、このうち「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」については、その範囲が広く、内容也多岐にわたることから、細目として、「税務行政の適正な執行」、「納税者サービスの充実」、「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」及び「国際化への取組」という4つの実績目標（小）を設定している。

さらに、実績目標（小）のうち「納税者サービスの充実」及び「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」には、そ

れぞれ3つの具体的な業績目標を設定している。

また、これらの目標を達成するために43の施策を設定し、さらに各施策の達成度を判定するために70の測定指標を設定している。

3 令和元事務年度国税庁実績評価書

「令和元事務年度国税庁実績評価書」については、令和2年10月に作成・公表された。

なお、実績の評価に当たっては、評価の客観性と質を高めるために、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」（座長 吉野直行 慶應義塾大学名誉教授（令和2年10月現在））において様々な御意見をいただいている。

国税庁では、この評価結果を今後の事務運営に的確に反映して、効率的で質の高い税務行政を確実に実行していくこととしている。

第8章 税務協力体制

第1節 関係民間団体

関係民間団体は、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組んでおり、税務行政の円滑な執行に寄与している。

国税庁としては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するために関係民間団体との連携・協調を図ることとしている。

1 日本税理士会連合会

(1) 設立の目的

日本税理士会連合会は、昭和32年2月に設立された税理士法上の特別法人であり、税理士及び税理士法人（以下この節において「税理士等」という。）の使命、職責に鑑み、税理士等の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。

(2) 組織の状況

日本税理士会連合会は、原則として国税局・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに設立されている全国15の税理士会（東京国税局には三つの税理士会、名古屋国税局には二つの税理士会がある。）で組織されている。

各税理士会は、下部組織として税務署又は複数税務署の管轄区域ごとに支部を設置している。

令和2年3月31日現在における税理士登録者数は7万8,795人、税理士法人数は

4,197社となっている。

(3) 令和元年度の主な活動状況

イ 日本税理士会連合会制度部が取りまとめた「次なる税理士法改正」の項目について、税理士会会員に公表の上、意見募集を行い、寄せられた意見等を踏まえ、次期税理士法改正に向けた更なる検討を進めた。

ロ 社会全体における税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命や仕事を紹介するとともに、「税理士による租税講座」を大学に開設し、税法や会計の講義を通じて、学生の税理士や税理士制度への関心を促し、将来の税理士を目指す学生の増加に努めるなど、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを強化した。

ハ 「令和2年度税制改正に関する建議書」を関係省庁に提出し、その一部の建議項目が実現した。

ニ 事業承継サイトの周知・普及に資する施策として、「担い手ナビ」をはじめとする事業承継支援ツールの活用について、税理士会支部等での説明会の開催を支援し、その利用を推進した。

更に「担い手ナビ」を利用する税理士への支援体制の構築のため、新たな連携機関候補として、日本司法書士会連合会と事業承継支援に係る協議を行った。

2 日本税務協会

(1) 設立の目的

日本税務協会は、政府の税務に関する施策の浸透を図り、税務行政に対する協力を行うとともに、納税思想の普及向上を図ることを目的として昭和19年4月に

設立された財団法人であり、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。

(2) 組織の状況

日本税務協会は、東京都に本部を置いている。

(3) 令和元年度の活動状況

税に関する図書の出版及び幹旋や日本税務協会のホームページを通じて、税制・税務行政に関する広報活動等を実施した。

3 全国青色申告会総連合

(1) 設立の目的

全国青色申告会総連合は、全国の青色申告会の指導、連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに指導を行うとともに、青色申告者の公正な世論を結集して、その実現に務め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与することを目的として設立された。

なお、全国青色申告会総連合は、昭和30年10月19日に任意団体として設立され、平成25年5月1日に一般社団法人となった。

(2) 組織の状況

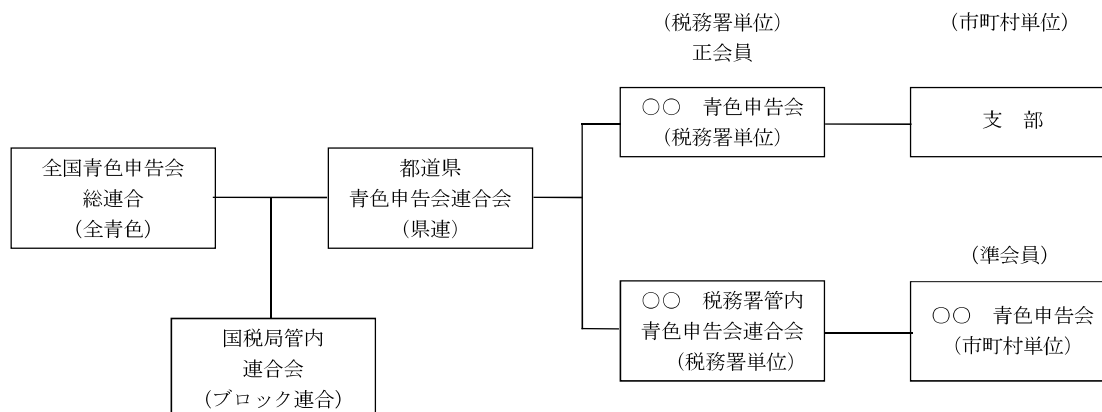
全国青色申告会総連合は、税務署単位の正会員、市町村単位の準会員の各青色申告会より構成されている。また会員は、各都道府県ごとに、連合会（県連）を組織し、県連は、各国税局（大阪国税局を除く。）・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに、連合会（ブロック連合会）を組織しており、加入単位会数は約1,800会、その単位会に加入している青色申告者数は約58万人である。

(3) 令和元年度の活動状況

全国青色申告会総連合は、機関誌「ブルーリターン」の発行などにより会員に対する情報提供等を行うほか、消費税の指導体制の充実を図るとともにパソコン用会計ソフトの活用による複式簿記の普及推進に努めた。一方、単位青色申告会は、記帳指導、各種説明会などの指導事業などを行った。

表20

全国青色申告会総連合の組織



(注) 単位会は1税務署1会を原則として各市町村に支部を置いているが、市町村別に単位会を組織して税務署管内連合会を結成しているところもある。

4 全国法人会総連合

(1) 設立の目的

全国法人会総連合は、国税庁、国税局・沖縄国税事務所及び税務署と連絡協調のもとに、全国法人会総連合を中軸に、全法人会が税務知識の普及に努めるとともに、よき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的として設立された。

なお、全国法人会総連合は、昭和50年1月25日に財団法人として設立が許可され、平成23年4月1日に公益財団法人に移行した。

これに伴い、全国法人会総連合は、我が国各地で活動する法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって我が国における適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢

献することを目的とすることとなった。

(2) 組織の状況

令和2年6月末日現在で全国法人会総連合に加入している都道府県単位の法人会連合会数は41会、各地区の単位法人会数は440会であり、これを加入法人数でみると、約74万法人である。

なお、平成4年12月に、全ての都道府県連合会及び単位法人会の社団化を達成しているほか、平成26年4月までに全ての県連・単位会が公益社団法人又は一般社団法人へ移行した。

(3) 令和元年度の活動状況

全国法人会総連合は、税制改正に関する提言や租税教室、税に関する絵はがきコンクールなど税を中心とした公益活動を展開したほか、社会の要請に応じて、節電行動を呼び掛けるなど、社会貢献活動にも取り組んだ。さらに、ホームページや情報誌「ほうじん」を通じて、情報発信に努めたほか、テレビCMや新聞・雑誌広告等を通じた広報活動を実施した。

なお、平成26年4月から開始した「企業の税務コンプライアンス向上のための

取組」については、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成し、会員以外にも広く一般に配布することで企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨している。この取組は、国税庁の使命である適正・公平な課税の実現につながるものであることから、平成27年4月以降、この取組を国税庁の後援事業とした。

全国法人会総連合では、全ての法人会が新たな公益法人等へ移行したことを契機に、平成27年3月に新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、今後も広く社会全体への貢献を目指すことを明確にしている。

5 酒類業組合等

(1) 設立の目的

酒類業組合等は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（以下この5において「酒類業組合法」という。）に基づき設立された法人であり、酒税の保全に対する協力と酒類業界の安定を主な目的としている。

(2) 組織の状況

イ 酒造関係

平成31年3月31日現在における酒造関係の組合組織は、清酒業界にあっては単位組合（税務署及び道府県単位）74、連合会（都府県単位）7及び中央会（全国単位）1の組織となっており、蒸留酒業界、ビール業界及び洋酒業界にあってはそれぞれ全国単位で1組合、果実酒業界にあっては山梨県及び山形県にそれぞれ県単位で1組合の組織となっている。

ロ 酒販関係

平成31年3月31日現在における酒販

関係の組合組織は、卸売業界にあっては単位組合（都道府県及び複数府県単位）23及び中央会（全国単位（沖縄県を除く。））1が連合組織となっており、沖縄県においては単位組合（税務署単位）6及び連合会（県単位）1の連合組織となっている。このほか、単独の組織として単位組合（税務署単位）1がある。

また、小売業界にあっては単位組合（税務署及び都県単位）392、連合会（道府県単位）44及び中央会（全国単位（沖縄県を除く。））1が連合組織となっており、沖縄県においては単位組合（税務署単位）6及び連合会（県単位）1の連合組織となっている。このほか、単独の組織として単位組合（税務署単位）3がある。

(3) 令和元年度の活動状況

酒類業組合等は、酒類業組合法第42条（連合会及び中央会にあっては第82条）の規定に従い、国が組合員に対して行う通知の伝達、そのほか国の行う酒税の保全に関する措置に協力したほか、組合員の福利厚生に関する施設の運営、組合員の事業の経営合理化や技術の改善向上等を図るための教育、情報提供に関する施設の運営、組合員が販売する酒類の販売増進のための広報宣伝等の事業を行った。

さらに、公正な競争を確保するため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けた酒類の景品類及び表示に関する公正競争規約の実施業務を行った。

なお、このほか、日本酒造組合中央会は、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、組合員等の金融機関に

対する酒造資金等借入債務の保証、経営の改善、その他清酒製造業等の近代化を図るための事業を行った。

表21 酒類に関する公正競争規約等一覧表

○景品類の提供の制限に関する公正競争規約

実施団体	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
日本酒造組合 中 央 会	清 酒 製 造 業	清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49. 10. 16第29号 (平21. 9. 1)
日本酒造組合 中 央 会	単式蒸留焼酎製 造 業	単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭56. 10. 13第25号 (平21. 9. 1)
日 本 蒸 留 酒 酒 造 組 合	合成清酒及び連 続式蒸留焼酎の 製 造 業	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49. 10. 16第31号 (平22. 8. 4)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54. 12. 18第55号 (平21. 9. 1)
日本洋酒酒造組合	洋 酒 製 造 業	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54. 12. 19第57号 (平31. 44. 5)
日本ワイナリー 協 会	果 実 酒 製 造 業	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54. 12. 25第58号 (平31. 4. 5)
日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54. 12. 25第59号 (平21. 9. 1)

○表示に関する公正競争規約

区 分	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
全国小売酒販組合 中 央 会	酒 類 小 売 業	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約	昭55. 4. 3第7号 (平23. 2. 10)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビールの表示に関する公正競争規約	昭54. 12. 25第60号 (平30. 4. 1)
日本洋酒酒造組合	ウイスキー製造業	ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55. 8. 7第22号 (平31. 4. 5)
日本洋酒輸入協会	輸入ウイスキー 販 売 業	輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55. 8. 7第23号 (令元. 8. 9)
日本洋酒輸入協会	輸入ビール販売業	輸入ビールの表示に関する公正競争規約	昭57. 3. 12第5号 (令元. 8. 9)
日本酒造組合 中 央 会	泡 盛 製 造 業	泡盛の表示に関する公正競争規約	昭58. 11. 30第29号 (平31. 4. 1)
日本酒造組合 中 央 会	単式蒸留焼酎製 造 業	単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約	昭61. 6. 18第7号 (平31. 4. 1)

(注) 1 日本ワイナリー協会及び日本洋酒輸入協会は任意団体である。

2 この表は令和2年4月1日現在による。

6 全国間税会総連合会

(1) 設立の目的

間接税は、税目が多く種々の業種に係するため、従来は、税目ごとに又は業

種ごとに納税者団体が結成され、それぞれ独自の活動が行われていたが、昭和48年4月に、これらの団体の全国的組織として、全国消費税協力会総連合会が結成（その後昭和49年11月に全国間税協力会総連合会に改称）された。

その後、消費税の導入を契機として平成元年9月に全国間税会総連合会に改組し、引き続き申告納税制度の下における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与し、協力することを目的としている。

(2) 組織の状況

全国間税会総連合会は、各国税局・沖縄国税事務所ごとに組織された12の連合会で構成されている。連合会の傘下には、税務署単位を最小とする地域別、税目別（又は業種別）の単位会及びこれらの連合会が都道府県別等に組織されている。

全国間税会総連合会は、令和2年4月1日現在、その傘下に487団体、会員数に

して約9万人社を擁している。

(3) 令和元年度の活動状況

全国間税会総連合会は、消費税等に関する啓発・広報、研究活動、会員に対する指導・相談のほか、税務当局に対する税制及び税の執行に関する意見の要望などを行うこととしている。

令和元年度は、平成26年度以降の最重点施策である①消費税完納運動の更なる推進、②消費税の啓発活動の拡充等に積極的に取り組んだ。

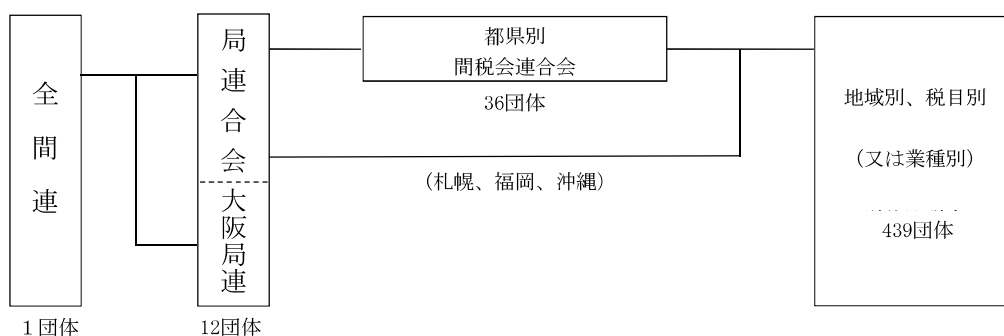
傘下各団体においても、それぞれの地域で、税法説明会、研修会等を開催するとともに、国税庁の「税を考える週間」の期間中、各種の行事等を活発に行った。

また、傘下各団体を通じて、各国税局・沖縄国税事務所や税務署と税務執行に関する意見の交換などを行い、税務行政の適正かつ円滑な執行に寄与している。

表22

全国間税会総連合会の組織

令和2年4月1日現



7 全国納税貯蓄組合連合会

(1) 設立の目的

全国納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与することを目的として昭和33年10月7日に設立されたものである。

(2) 組織の状況

全国納税貯蓄組合連合会は、国税局単位及び都道府県単位の連合会をもって組織している。

令和元年度末の納税貯蓄組合全体の状況は、次のとおりである（平成31年3月末調査）。

イ 納税貯蓄組合連合会

全国単位の連合会1、国税局単位の連合会12、都道府県単位の連合会41、税務署単位の連合会464、市町村単位の連合会158、合計676連合会となっている。

ロ 納税貯蓄組合

全国納税貯蓄組合連合会の傘下にある納税貯蓄組合の総数は約1万8千組合である。

(3) 令和元年度の活動状況

全国納税貯蓄組合連合会の活動状況は次のとおりであるが、傘下の連合会においては、「振替納税推進の街」及び「消費税完納推進の街」宣言に積極的に取り組む等、租税の期限内完納の推進を図るとともに、会報紙の発行、各種説明会・研修会の開催などにより、税に対する理解者・協力者の拡大に努めるなど、納税道義の高揚に寄与している。

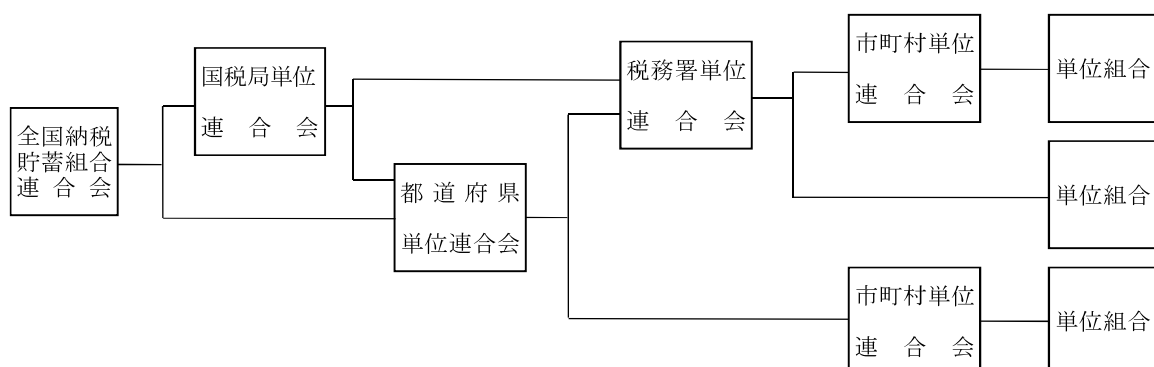
イ 総会を1回、全国役員会を1回開催し、納税貯蓄組合の活動の活発化について協議するとともに、会員相互の連絡協調に努めた。

ロ 消費税をはじめとした各税の期限内納付の推進を図るとともにe-Taxの普及活動にも取り組んだ。

ハ 中学生の「税についての作文」を募集し（応募総数約58万編）、優秀作品の顕彰を行うとともに、上位入選作品をホームページに掲載した。

表23

全国納税貯蓄組合連合会の組織



8 納税協会連合会

(1) 設立の目的

納税協会連合会は、昭和21年に設立され、「大阪国税局及び管下税務署等との連携協調の下に、全ての納税協会が本会を中軸として、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて、企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与する」ことを目的としている。

(2) 組織の状況

納税協会連合会の役員（常任副会長を除く。）及び評議員には、大阪国税局管内の各税務署の管轄区域ごとに組織されている83の納税協会の会長が就任している。

納税協会へは、個人・法人を問わず、全ての納税者が加入でき、個人部会、法人部会などの各部会だけでなく、その下に地域別、業種別の支部等を設置している。

なお、平成23年4月に、83全ての納税協会の公益社団法人化を達成し、平成24

年4月には納税協会連合会の公益財団法人化を達成している。

また、令和2年3月31日現在の会員数は約14.0万人社である。

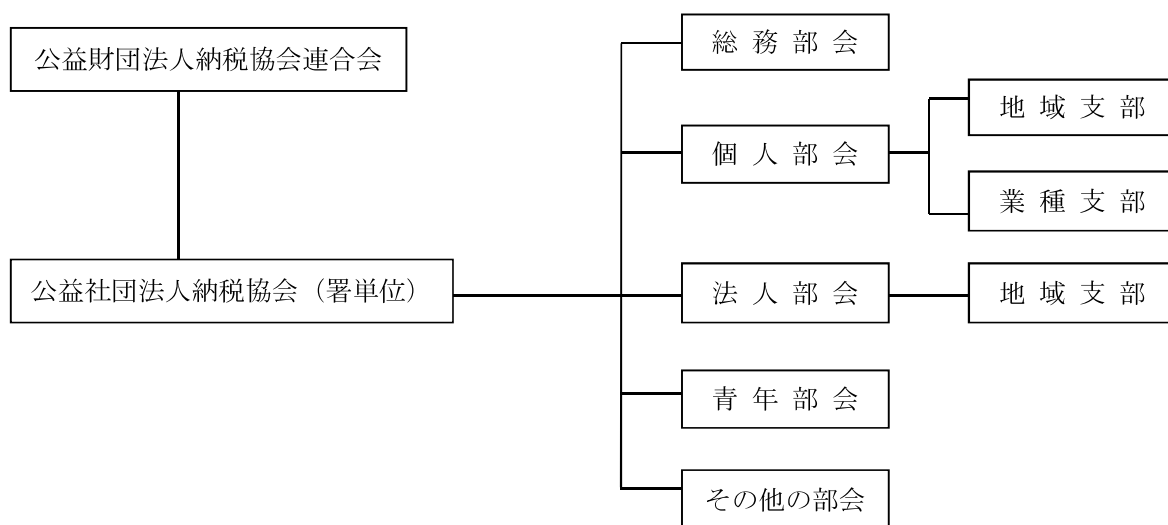
(3) 令和元年度の活動状況

納税協会連合会は、各納税協会の事業活動の活性化と基盤強化を図るため、「税に関する広報・講習会」、「簿記教室」、「パソコン会計教室」及び「e-Tax研修会」の開催を支援するとともに、機関誌「納税月報」の発行、税制改正に関する要望書の関係官庁への提出、中小企業の事務担当者を対象とした総務管理者養成講座の充実強化、インターネットによる納税協会のPRなどの事業活動を実施した。

また、租税教育の一環として、「税を考える週間」に合わせてキッザニア甲子園に租税教育パビリオンを出展したほか、全青年部会員が交流できる「納税協会青年の集い」を開催し、各青年部会の代表者が租税教育活動の発表を行う場を提供するなど、租税教育に関する活動に積極的に取り組んだ。

表24

納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示）



第2節 表彰

1 叙勲及び褒章

(1) 叙勲

国家又は公共に対し功労のあった者に授与される春秋叙勲は、昭和38年7月12日の閣議により再開が決定され、現在は平成15年5月20日に閣議決定された叙勲基準に基づき、毎年、春の叙勲は4月29日（昭和の日）に、秋の叙勲は11月3日（文化の日）に発令されている。

令和元年の国税庁関係の叙勲者は、春の叙勲で43人、秋の叙勲で53人であった。

また、国税庁関係で死亡により叙位及び叙勲を受けた者は195人であった。

(2) 褒章

褒章条例（明治14年12月太政官布告第63号）に基づく褒章は、11月3日（文化の日）に発令されている。

令和元年の国税庁関係の褒章受章者は、藍綬褒章15人、黄綬褒章9人であった。

2 納税表彰

納税表彰は、国税の申告と納税、租税教育等に関して、功績顕著な者を顕彰することにより、広く納税思想の高揚等に資することを目的として、昭和25年以降毎年実施してきている。

令和元年度の受彰者数は、財務大臣表彰50人、国税庁長官表彰85人、国税局長表彰340人、税務署長表彰1,678人である。

なお、財務大臣及び国税庁長官の納税表彰式は、令和元年10月28日に行われた。

また、国税局長表彰式及び税務署長表彰式は、それぞれの国税局及び税務署において行われた。

3 感謝状の贈呈

昭和48年度以降、国税の調査・取締りの実

施に関し各種協力のあった個人又は団体のうち、特に功績が顕著な者に対して、国税庁長官又は国税局長・沖縄国税事務所長から感謝状を贈呈し、その労に報いることとしている。

令和元年度においては、国税庁長官感謝状を各国税局長から推薦のあった35団体に対して贈呈し、また、各国税局長・沖縄国税事務所長感謝状を116団体に対して贈呈した。

第9章 権利救済

第1節 不服申立て

1 概要

国税に関して納税者から権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審査し救済する制度として、不服申立制度と訴訟がある。

不服申立てと訴訟との関係は、原則として、不服申立てに対する行政庁の裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないという「不服申立前置主義」が採られている。

不服申立制度は、課税処分や滞納処分等がなされた場合に、その処分に不服のある者が、その処分の取消しや変更を求めて行政庁に対して申し立てる制度で、国税に関する処分についての不服申立ては、「再調査の請求（旧：異議申立て）」と「審査請求」の選択制となっている。

2 再調査の請求（旧：異議申立て）

再調査の請求は、争いの対象となった処分をした行政庁（通常は税務署長）に対して行うものである。再調査の請求がなされると、行政庁はその事案の調査・審理を行い、請求に理由があるかどうかを審査し、決定する。

なお、平成26年6月に行政不服審査法の抜本的な見直しが行われるとともに、国税通則法の改正により、国税不服申立制度についても改正が行われ、「異議申立て」は「再調査の請求」へ変更され、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されている。

(1) 再調査の請求の申立状況

令和元年度における再調査の請求の件数

（注）は、1,359件で、前年度（2,043件）に比べて684件（33.5%）減少している。

申立件数を税目別にみると、申告所得税が547件（対前年度比26.6%減）、法人税が214件（対前年度比10.5%減）、相続税・贈与税が50件（対前年比55.0%減）、消費税（地方消費税を含む。）が398件（対前年度比47.9%減）、徴収関係が122件（対前年度比29.8%増）となっている。

（注）平成28年4月1日より前に行われた処分に係る異議申立ての件数を含む（以下、同じ。）。

(2) 再調査の請求の処理状況

令和元年度において処理した件数は、1,513件で、前年度（2,150件）に比べて637件（29.6%）減少している。この処理件数は、令和元年度の申立件数に前年度からの繰越件数を加えた要処理件数1,850件の81.8%に当たる。

なお、令和元年度末における処理未済件数は337件で、前年度末（491件）に比べて154件（31.4%）減少している。

次に、処理件数を処理態様別の構成割合でみると、納税者が取下げなどしたものは全体の12.4%（前年度8.7%）、却下（再調査の請求が法定期間経過後にされたとき等、申立てが適法性を欠くもの）は全体の8.3%（前年度6.9%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）は全体の67.0%（前年度72.0%）である。一方、全部認容（納税者の主張が全部認められたもの）は全体の3.0%（前年度1.3%）、一部認容（納税者の主張が一部認められたもの）は9.3%（前年度11.0%）となっている。

3 審査請求

審査請求は、一般的には、処分をした行

政庁の最上級行政庁に対し行うものであるが、国税に関する法律に基づく処分の多くは、第三者的機関として設置された国税不

服審判所の長である国税不服審判所長に対して審査請求をすることとされている。

表25

再調査の請求事案の税目別申立及び処理状況

(令和元年度)

区 分	要 処 理 件 数			処 理 件 数	処 理 未 済 件 数	申 立 件 数 構 成 割 合	申 立 件 数 対 前 年 度 比
	繰越件数	申立件数	計				
課 税 関 係	件	件	件	件	件	%	%
申告所得税	152	547	699	585	114	40.3	73.4
源泉所得税	15	28	43	38	5	2.1	31.5
法 人 税	108	214	322	253	69	15.7	89.5
相 続 税	28	50	78	64	14	3.7	57.5
贈 与 税	13	—	13	13	—	0.0	0.0
消 費 税	158	398	556	436	120	29.3	52.1
そ の 他	—	—	—	—	—	0.0	0.0
徴 収 関 係	17	122	139	124	15	9.0	129.8
合 計	491	1,359	1,850	1,513	337	100.0	66.5

- (注) 1 申告所得税には、譲渡・山林所得及び復興特別所得税が含まれる(表26同じ)。
2 源泉所得税には、復興特別所得税が含まれる(表26同じ)。
3 法人税には、復興特別法人税及び地方法人税が含まれる(表26同じ)。
4 消費税には、地方消費税が含まれる(表26同じ)。
5 再調査の請求の件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、2年分の再調査の請求がされた場合は、4件となる。なお、構成割合については小数点以下第二位を四捨五入している関係上、合計値と一致しないことがある(表26同じ)。

表26

再調査の請求事案の税目別・態様別処理状況

(令和元年度)

区 分	み な す 取 下 げ	取 下 げ	却 下	棄 却	全 認 部 容	一 認 部 容	み な す 審 査	変 更 そ の 他	計
課 税 関 係	件	件	件	件	件	件	件	件	件
申告所得税	—	78	12	443	18	30	4	—	585
源泉所得税	—	6	—	20	2	10	—	—	38
法 人 税	—	25	38	149	13	28	—	—	253
相 続 税	—	13	2	31	4	14	—	—	64
贈 与 税	—	0	—	13	—	—	—	—	13
消 費 税	—	44	20	306	8	58	—	—	436
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徴 収 関 係	—	17	53	52	1	1	—	—	124
合 計	—	183	125	1,014	46	141	4	—	1,513
構 成 割 合	% —	% 12.1	% 8.3	% 67.0	% 3.0	% 9.3	% 0.3	% 0.0	% 100.0

第2節 訴訟

1 課税関係訴訟

(1) 概況

税務当局が行った課税処分の適否又はこれに伴う損害賠償等を争う訴訟は、令和元年度当初において182件係属していたが、令和元年度中に189件提起され、178件終結した結果、令和元年度末における係属件数は193件となり、年度当初に比べて11件の増加となっている。

令和元年度末における係属件数の内訳は、所得税86件、法人税44件、相続税等21件、消費税30件、その他（損害賠償等）12件となっている。

(2) 訴訟の発生状況

令和元年度における訴訟の発生件数は189件で、前年度（155件）に比べて34件

（21.9%）増加している。

発生件数の内訳は、所得税76件（前年度60件）、法人税36件（前年度53件）、相続税等28件（前年度20件）、消費税33件（前年度13件）、その他16件（前年度9件）となっている。

また、これを審級別にみると、第一審95件、控訴審59件、上告審35件である。

控訴及び上告された94件のうち、国側から上訴したものは7件である。

(3) 訴訟の終結状況

令和元年度における訴訟の終結件数は178件（前年度140件）で、その内訳は、所得税56件（前年度60件）、法人税58件（前年度32件）、相続税等32件（前年度23件）、消費税22件（前年度10件）、その他10件（前年度15件）である。

また、これを終結の態様別にみると、

国側勝訴は142件（79.8%）、国側一部敗訴は3件（1.7%）、国側敗訴は15件

（8.4%）、取下げは4件（2.2%）、却下等は14件（7.9%）である。

表27

課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況

（令和元年度）

区分	前年度末 係属件数	発 生 件 数	終 結 件 数							年 度 末 係属件数
			取 下 げ	却 下	国側勝訴	国側一部 敗 訴	国側敗訴	そ の 他	計	
所 得 税	66	76	—	5	40	1	7	3	56	86
法 人 税	66	36	—	—	48	2	6	2	58	44
相 続 税 等	25	28	4	3	23	—	2	—	32	21
消 費 税	19	33	—	—	21	—	—	1	22	30
酒 税	1	10	—	—	6	—	—	—	6	5
その他の間接税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	5	6	—	—	4	—	—	—	4	7
計	182	189	4	8	142	3	15	6	178	193

（注）訴訟事件の件数は、裁判所に提起された事件番号ごとに集計しており、複数の税目にわたるものは主たる税目でカウントしている。

（4）判決の内容

令和元年度中の判決のうち、注目すべきものには、次のようなものがある。

〔取引相場のない株式の譲渡につき、所得税法59条1項2号所定の低額譲渡に当たるとした課税処分が適法とされた事例〕

イ 概要

法人に対して株式の譲渡を行った個人の相続人であるXらが、当該譲渡に係る譲渡所得の収入金額につき、譲渡代金額（1株75円）として所得税の準確定申告を行ったところ、課税庁が、当該譲渡は所得税法59条1項2号に定める低額譲渡に当たるとして所得税の更正処分等を行った。

財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）は、取引相場のない株式の価額について、原則的な評価方法を定め

る一方、少数株主の株式の場合に用いる例外的な評価方法として配当還元方式を定める。Xらは、譲渡した株式の価額について、『譲受人』が少数株主に該当することから配当還元方式による1株75円（上記譲渡代金額）である旨主張し、国側は、『譲渡人』が少数株主に該当しないことから原則的な評価方法による1株2,505円である旨主張した。

ロ 判決要旨

譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下に生じている増加益に対して課税されることとなるところ、所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は

一部に対して課税できなくなる事態を防止するため、「その時における価額」に相当する金額によりその資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される。

評価通達は、相続税及び贈与税の課税における財産の評価に関するものであるところ、相続税や贈与税は、相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、同通達の取引相場のない株式の評価方法についても、株式を取得した株主の会社への支配力に着目したものといえる。これに対し、本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。

そうすると、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきである。所得税法基本通達59-6は、取引相場のない株式の評価につき、上記差異に応じた取扱いをすることとし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことという趣旨のものといえる。

（東京地裁平成29年8月30日判決（国側勝訴）、〔控訴審〕東京高裁平成30

年7月19日判決（国側敗訴）、最高裁令和2年3月24日第三小法廷判決（差戻し）

2 徴収関係訴訟

(1) 概況

徴収関係訴訟には、滞納処分等の取消し又は無効確認を求める抗告訴訟に加えて、滞納処分に関連して国を被告として提起される損害賠償請求訴訟等の民事訴訟及び滞納処分の一環として国が提起する差押債権取立訴訟、詐害行為取消請求訴訟、不動産の名義変更訴訟等の民事訴訟があり、その内容は複雑多岐にわたっている。

(2) 訴訟の発生状況

令和元年度における訴訟の発生件数は148件で、前年度（177件）に比べて29件の減少となった。

その内訳は、国側被告事件33件、国側原告事件115件で、前年度発生件数（国側被告事件26件、国側原告事件151件）に比べて、国側被告事件は7件増加、国側原告事件は36件の減少となっている。

また、この発生件数に前年度末の係属件数を加えた令和元年度中の要処理件数は211件で、前年度（245件）と比べて34件減少している。

その内訳は、国側被告事件54件、国側原告事件157件で前年度中の要処理件数（国側被告事件57件、国側原告事件188件）に比べて、国側被告事件は3件、国側原告事件は31件の減少となっている。

(3) 訴訟の終結状況

令和元年度における訴訟の終結件数は、国側被告事件37件（前年度36件）、国側原告事件130件（前年度146件）となっている。

これを終結の態様別にみると、国側被告事件では、国側勝訴が21件（56.8%）と最も多く、取下げ7件（18.9%）がこれに次ぎ、国側原告事件では、国側勝訴21件（16.2%）が最も多く、取下げ11件（8.5%）がこれに次いでいる。

(4) 判決の内容

令和元年度の判決のうち、注目すべきものとして、次のものがある。

〔給与が振り込まれた預金債権に対する滞納処分としての差押処分が、給与により形成された部分のうち差押可能金額を超える部分について違法とされた事例〕

イ 概要

本件は、国が控訴人の預金債権を差し押さえ、これを取り立て、控訴人の滞納していた所得税に配当したことについて、控訴人が、本件差押処分が違法である、本件配当処分が違法又は無効であると主張して、国に対し、本件差押処分の取消しを請求し、本件配当処分については選択的に本件配当処分の取消し又は無効確認を請求するとともに、取立金につき、主位的に国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求し、予備的に不当利得返還請求権に基づき給与に係る差押可能額を超える部分の返還を請求した事案である。

ロ 判決要旨

給料等が銀行の預金口座に振り込まれた場合には、給料等の債権が消滅して受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権になること、給料等が受給者の預金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、国税徴収法は、76条1項で給

料等について、同条2項で給料等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定はない。また、滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予（同法151条）又は滞納処分の停止（同法153条1項2号）を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである。

しかし、給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、同法76条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。

（大津地裁平成31年2月7日判決（国側勝訴）、〔控訴審〕大阪高裁令和元年9月26日判決（国側一部敗訴・確定））

第10章 税理士制度

1 概要

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。

税理士制度は、このような公共的使命を負っている税理士が納税義務者を援助することによって、納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的として設けられたものである。

昭和26年に税理士法が施行されて以来、税理士制度は時代の推移とともに変化する社会の要請に応じて、申告納税制度の定着と発展に寄与するとともに、納税義務の適正な実現、納税者に対する税知識の普及、国家財政の確保に大きな役割を果たしている。

なお、平成26年度税制改正において、納税環境整備の一環として申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士法が改正され、平成26年4月1日以降、順次施行されている。

2 税理士の登録等

税理士となる資格を有する者は、税理士試験合格者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士資格保有者を含む。）及び公認会計士（公認会計士資格保有者を含む。）である。

これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を

受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできず、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長・沖縄国税事務所長に対して通知を行った弁護士及び弁護士法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

税理士登録者数は、令和2年3月31日現在7万8,795人であり、このほか、国税局長・沖縄国税事務所長に通知することにより税理士業務を行っている弁護士は3,445人となっている。

なお、平成26年改正税理士法により、税理士となる資格を有する公認会計士は、公認会計士法に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、税理士試験の税法科目の合格者と同程度の学識を習得することができるものとして国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士とすることとされた。国税審議会から現状の研修に対する充実策が示され、その後、公認会計士協会等において規程の整備等が行われたことから、平成28年6月に研修を指定した（平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用）。

表28 税理士登録者数等の状況

	平成30年度末	令和元年度末
	人	人
税理士登録者数	78,028	78,795
通知弁護士数	3,291	3,445

(注) 税理士登録者数は、日本税理士会連合会調べによる。

3 税理士業務の適正な運営の確保

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、税理士制度の運営に関する事務を所掌している。

このため国税庁は、税理士監理官、税理士専門官及び国税局・税務署の総務課を中心として税理士等に対する指導監督を行っている。また、税理士の団体である税理士会及び日本税理士会連合会に対する指導監督も行っている。

なお、令和元年度における税理士等に対する税理士法に基づく調査等件数は2,742件、令和元年度における税理士等に対する懲戒処分件数は43件となっている。

4 書面添付制度の普及に向けた取組

書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものである。

意見聴取した結果、調査の必要がないと認められた場合には、その旨を原則として文書により税理士等に通知することとしている。

他方、調査の必要があると認められた場合においても、納税者への事前通知を行う前に、税理士等に意見聴取の結果と「調査へ移行する」旨の口頭（電話）連絡を行うこととしている。

当該制度は税理士の立場を尊重し、税務執行の円滑化・簡素化に寄与し、納税者全

体のコンプライアンスの維持・向上に資するものであるとの観点から、税理士会等との協議を積極的に行うなどして、その普及・定着に努めている。

なお、令和元年度の税目別の当該書面の添付割合（税理士の関与がある申告件数のうち、当該書面の添付のあったものの件数の割合）は、所得税が1.4％、相続税が21.5％、法人税が9.7％となっている。

表29 税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）

	平成30年度	令和元年度
所得税	1.4 %	1.4 %
相続税	20.1	21.5
法人税	9.5	9.7